

令和4年度版
安全衛生の概況

2022

Occupational Health & Safety



目次

はじめに

1. 全国の労働災害発生状況

- (1) 労働災害発生状況の推移（昭和58年～令和3年） 2
- (2) 業種別労働災害発生状況（令和3年） 2
- (3) 事故の型別労働災害発生状況（令和3年） 3

2. 徳島県の労働災害発生状況

- (1) 労働災害発生状況の推移（平成10年～令和3年） 4
- (2) 徳島県の死亡労働災害発生状況（平成24年～令和3年） 5
- (3) 徳島県内の死亡労働災害一覧（令和3年） 6
- (4) 業種別死傷労働災害発生状況（休業4日以上） 7

3. 徳島県の職業性疾病等の状況

- (1) 定期健康診断結果の推移 8
- (2) 業務上疾病発生状況（平成28年～令和3年） 9
- (3) 徳島県の業務上疾病発生状況 10
- (4) 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（徳島県） 11

4. 安全衛生関係資料

- (1) 「徳島第13次労働災害防止推進計画」のポイント 12
- (2) 転倒災害の発生状況【徳島県】 14
- (3) 「STOP! 転倒災害プロジェクト」 15
- (4) エイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう 17
- (5) 交通労働災害防止対策の推進について 21
- (6) 職場における新型コロナウイルス感染症予防について 23
- (7) 一人親方等の保護措置が義務付けられます 26
- (8) 石綿障害予防規則等の改正について 28
- (9) 化学物質を安全に取り扱うために 31
- (10) 事務所則、労働衛生基準が変わりました 34
- (11) STOP! 熱中症クールワークキャンペーン 35
- (12) 荷役作業時の災害防止対策（災害事例、分析と対策） 37
- (13) ロールボックスパレット、テールゲートリフター 38
- (14) ストレスチェックの実施について 40
- (15) 治療と仕事の両立支援 41

5. 関係機関等のご案内

- (1) 労働災害防止団体・関係機関等 42
- (2) 徳島労働局登録教習機関 43
- (3) 登録特定自主検査業者 45

6. 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

47

7. 統一ロゴマークの推奨

48



はじめに

全国の労働災害は、長期的には減少傾向ですが令和3年の労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」）は867人と前年比8.1%増と4年ぶりに増加となりました。休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」）は149,918人で前年比14.3%増と平成10年以降で最多となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症による労働災害は、死亡者数89人（前年18人）、死傷者数19,332人（前年6,041人）と前年から大きく増加しました。

労働災害を減少させるために国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」（以下「13次防」という。）（平成30年度～令和4年度）では、平成29年比で「死亡者数を15%以上」、「死傷者数を5%以上」減少させることを目標としています。

死亡者数については、平成30年から令和2年までの3年間は減少となっていたものが、令和3年は増加に転じ、13次防の目標を達成するためにはこれまで以上の大幅な減少が必要な状況となっています。また、死傷者数については、平成29年と比較すると13次防の重点業種である陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店を中心に増加しており目標の達成が困難な状況となっています。

徳島県内の発生状況は、労働災害による死亡者数が8人となり、前年より3名増加し、死傷者数は1,017人で前年より141人増加しました。また、徳島県内の労働者の健康確保に関する状況は、令和3年の定期健康診断での有所見率が60.3%となり、全国の有所見率58.7%より高い状況が続いており、より一層の健康管理が求められています。

労働者が仕事中に怪我をしたり、作業環境や作業方法の不備が原因で健康を害することは、その程度にかかわらず、本来あってはならないものです。徳島労働局では、労働災害防止、労働者の健康確保の観点から、法令遵守等の周知にとどまらず、労働災害防止団体、業界団体等との積極的な連携に努め、各種支援事業等有用な情報を発信しております。

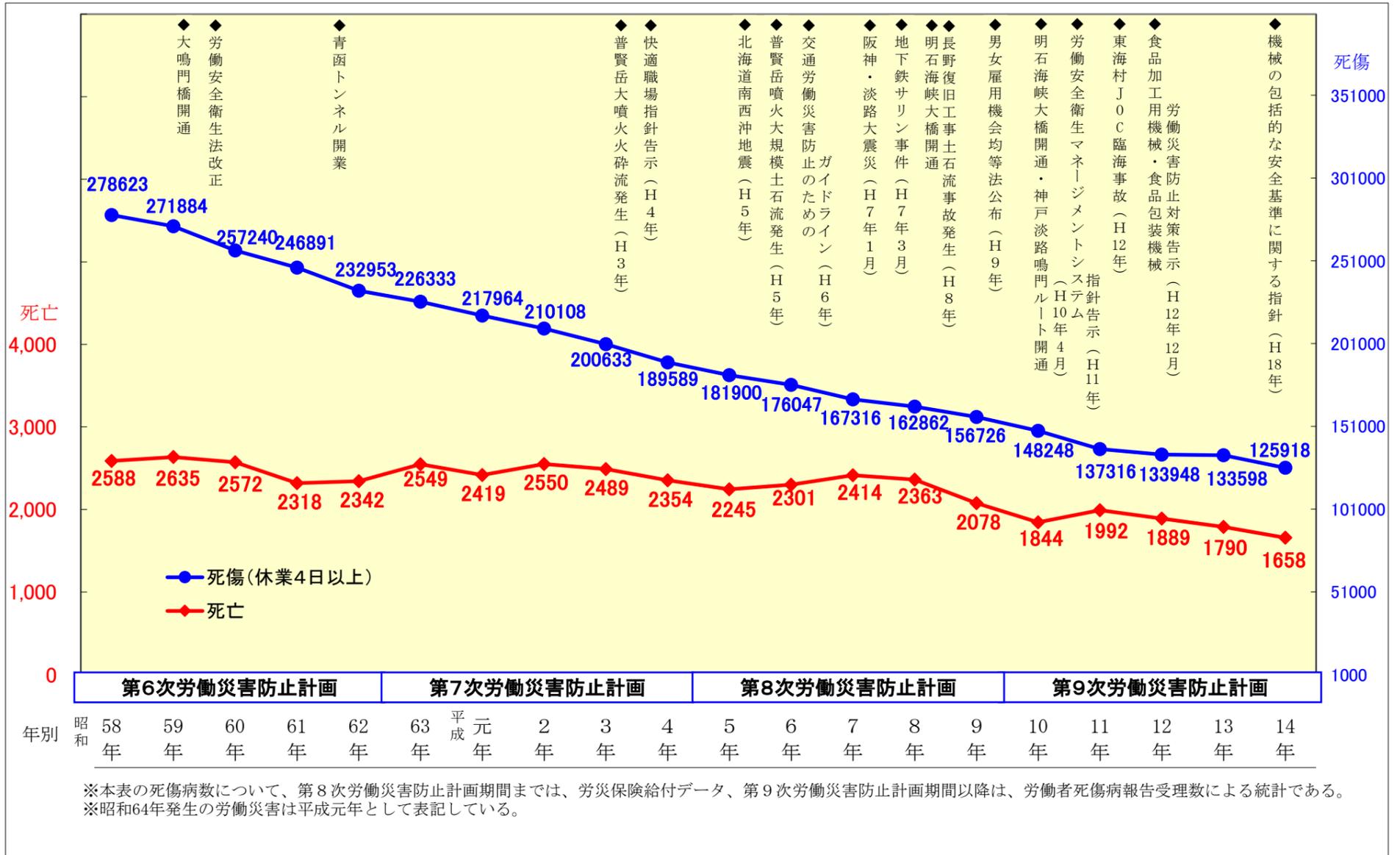
13次防の最終年となる今年度は、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止の徹底を図りつつ、目標の達成に向け、製造業におけるはさまれ・巻き込まれなどの機械災害対策、建設現場等における足場等の高所からの墜落・転落防止、林業における伐木作業での災害防止、陸上貨物運送事業において多発している荷役作業中の災害防止対策の徹底、小売業及び社会福祉施設では多発している転倒や腰痛による労働災害防止を図るための意識啓発を通じた自主的な安全活動の普及・定着等を重点に取り組むとともに「高年齢労働者の安全と健康確保のガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の周知指導、外国人労働者に対する安全衛生教育の促進など、多様な労働者に対応した対策に取り組んでまいります。

また、治療のために就労の機会が失われることがないよう、徳島県地域両立支援推進チームとの連携により両立支援対策に取り組むほか、受動喫煙防止、ストレスチェックに基づくメンタルヘルス不調の一次予防や恒常的な長時間労働の解消、働き方・休み方の見直しを推進いたします。

令和4年5月吉日

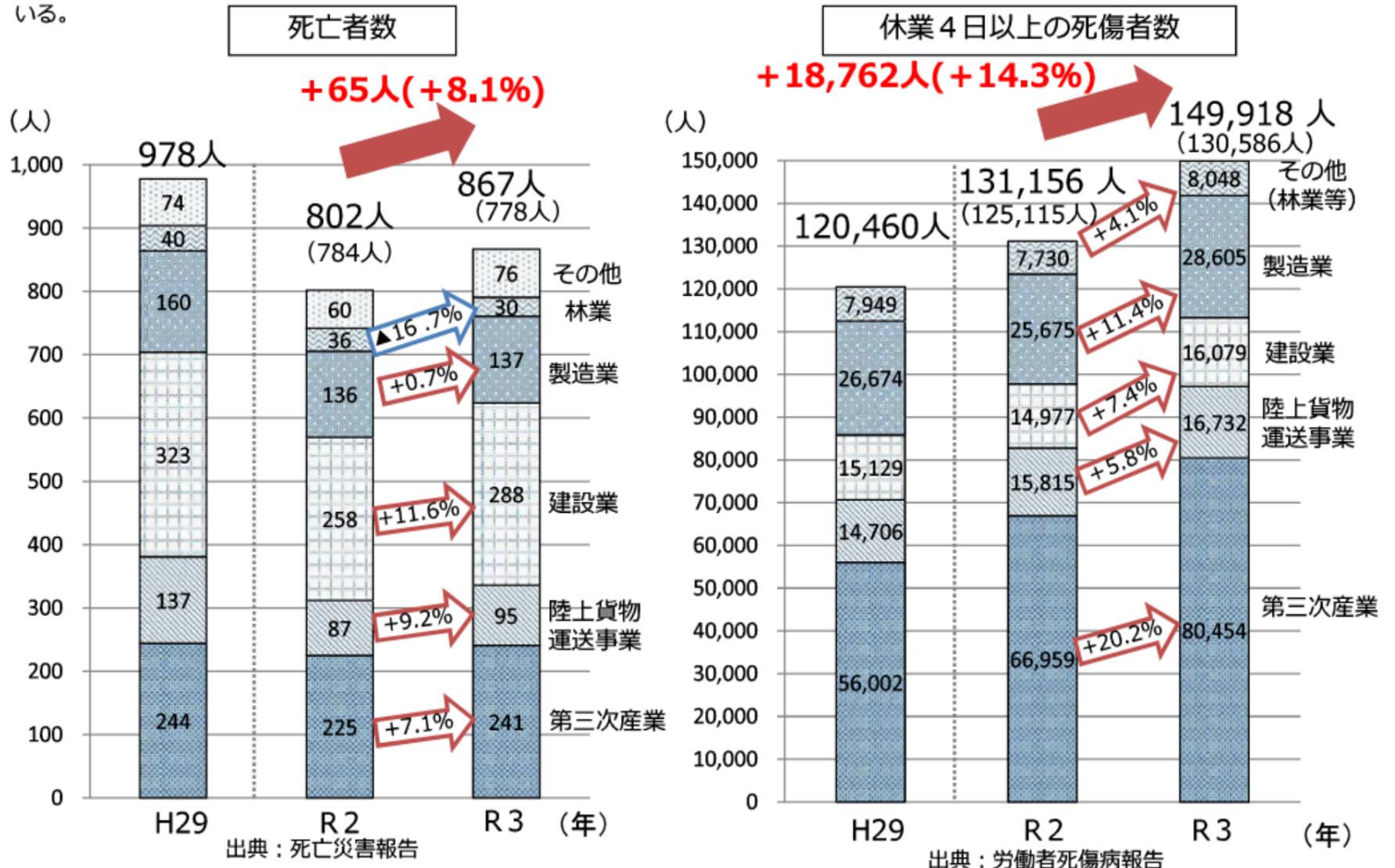
徳島労働局長 伊藤 浩之

(1) 労働災害発生状況の推移 (昭和58年～令和3年)

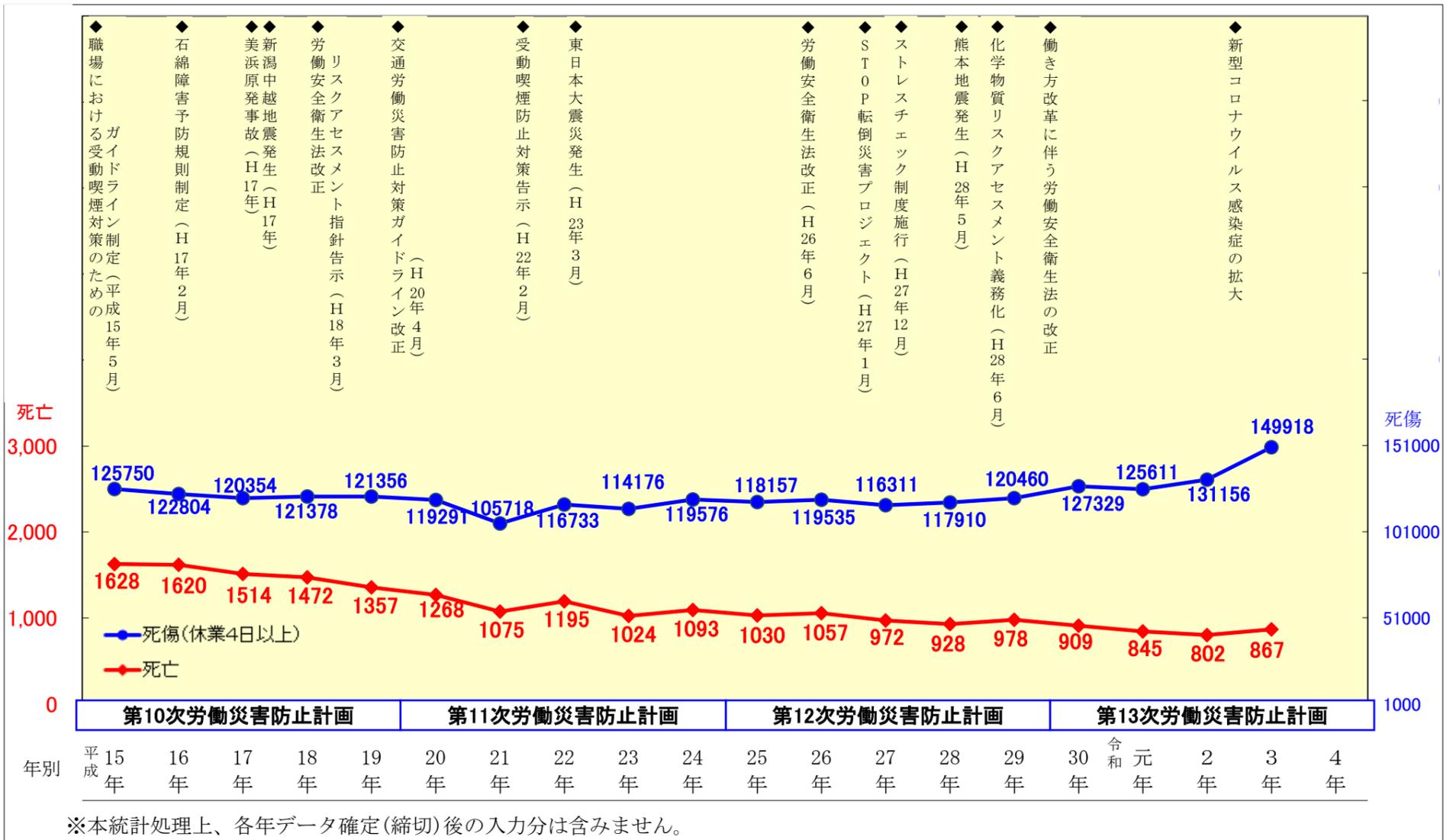


(2) 業種別労働災害発生状況 (令和3年)

- 令和3年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和4年4月7日までに報告があったものを集計したもの
- 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。



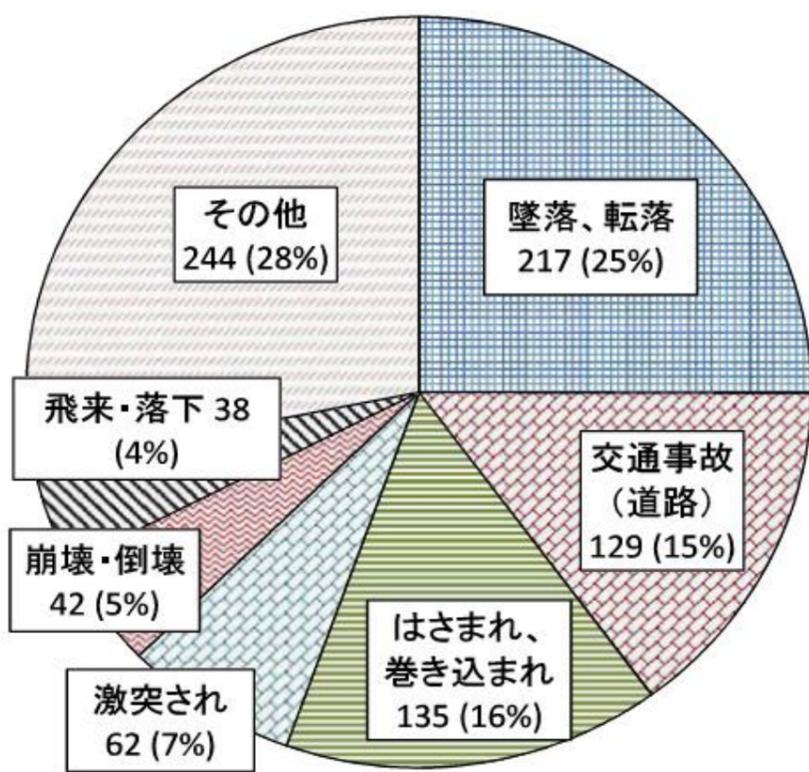
※ () 内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。
 新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害発生状況は以下のとおり。
 (死亡者数) 令和3年 89人、令和2年 18人、(休業4日以上死傷者数) 令和3年 19,332人、令和2年 6,041人



(3) 事故の型別労働災害発生状況 (令和3年)

死亡者数

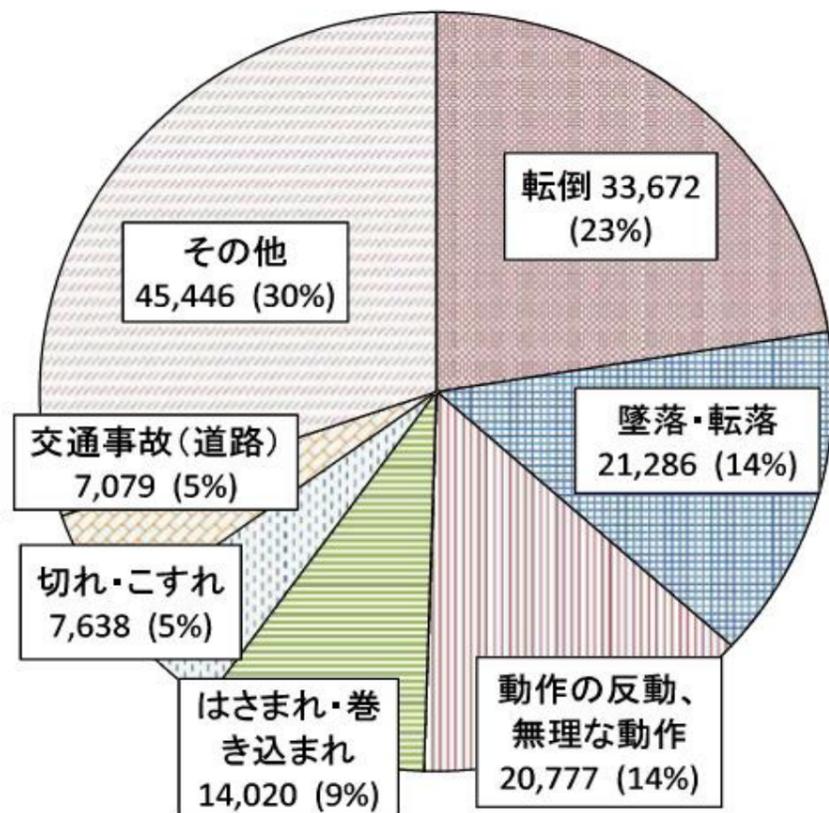
867人(前年比+ 8.1%)



出典：死亡災害報告

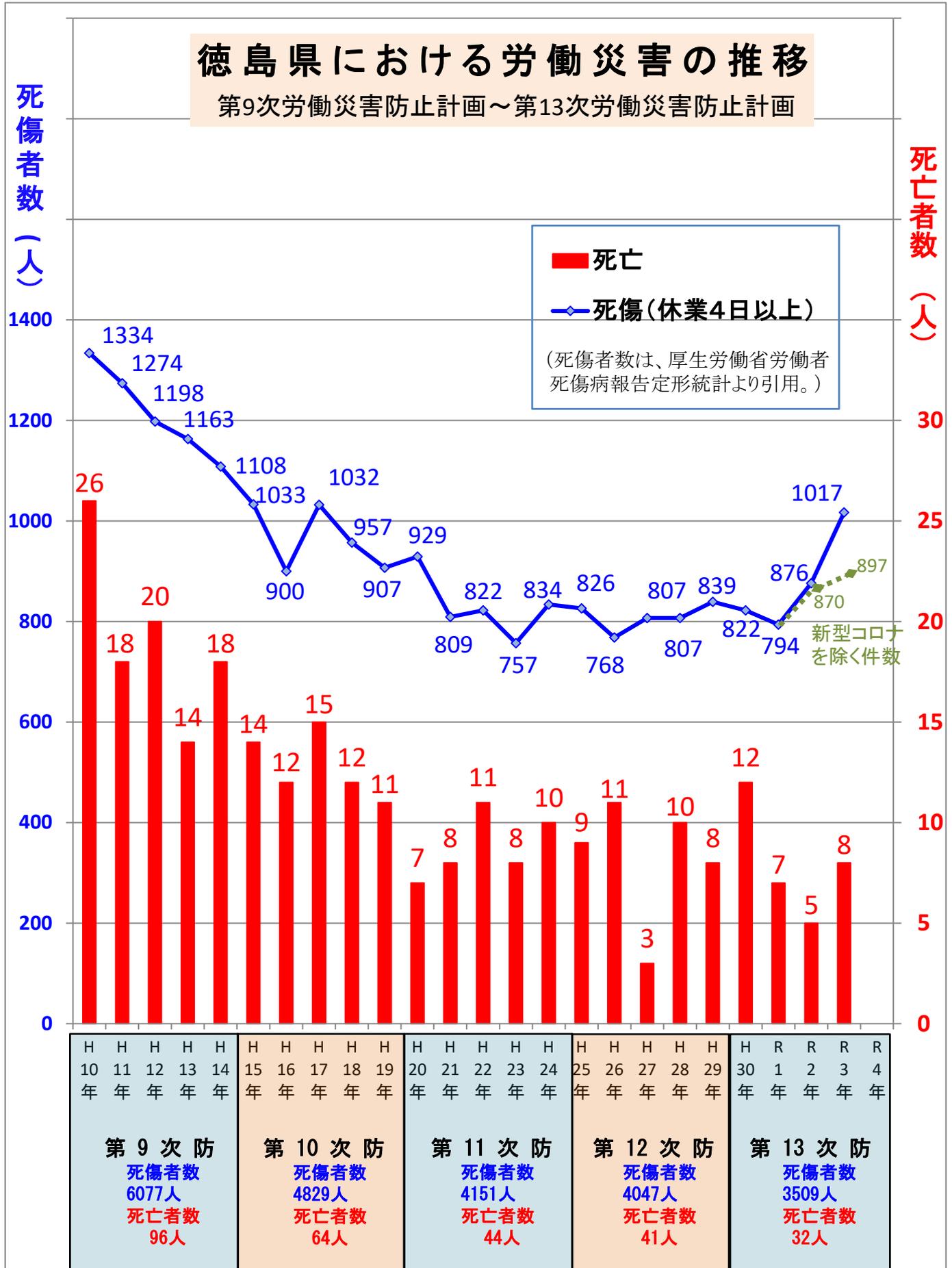
休業4日以上の死傷者数

149,918人(前年比+ 14.3%)



出典：労働者死傷病報告

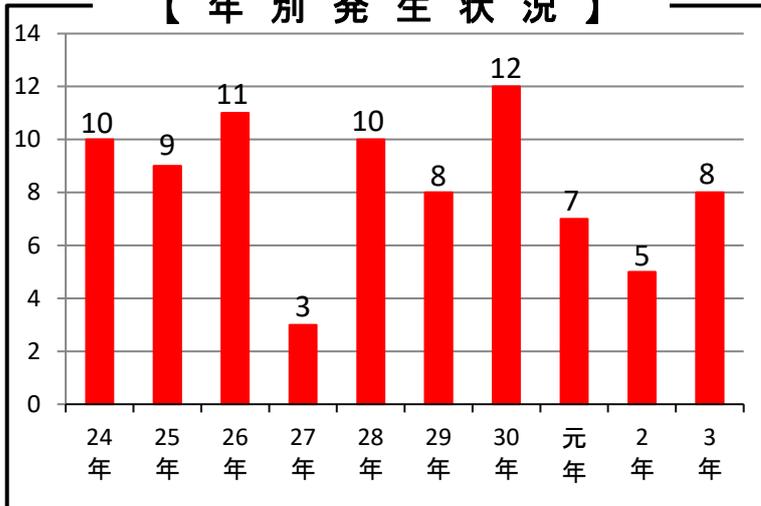
(1) 労働災害発生状況の推移(平成10年～令和3年)



(2) 徳島県の死亡労働災害発生状況(平成24年～令和3年)

(※ 各表の単位：「人」)

【年別発生状況】



①業種別 (死亡者数)

業種	年										計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
製造業	1	2	3		3	1	2	2			14
建設業	3	4	5		2	4	4	3	3	3	31
道路貨物運送				2	1		1	1	1	1	7
林業			2			1					3
三次産業	小売業	1			1	1		1		1	5
	小売以外	3	3	1		1	1	2		3	14
上記以外	2				2	1	2	1		1	9
計	10	9	11	3	10	8	12	7	5	8	83

②年齢別 (死亡者数)

年齢	年										計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
～19							1				1
20～29		1	1		1	1		1		1	6
30～39	1	2	3		1	2	2	1			12
40～49	2	1	1			1			1		6
50～59	2	1	1	1	3		3	3	3	3	20
60～65	3	2	1		1	2	2	2		1	14
65歳以上	2	2	4	2	4	2	4		1	3	24
計	10	9	11	3	10	8	12	7	5	8	83

③規模別 (死亡者数)

規模	年										計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
1～9人	7	4	8	1	8	6	7	3	2	3	49
10～29	2		1	1	1	2	2	1	1	3	14
30～49	1	4	1	1	1		2	1	2	1	14
50～99		1									2
100～299			1				1	1			3
300～499								1			1
500人以上											
計	10	9	11	3	10	8	12	7	5	8	83

④事故の型別/起因物別 (死亡者数)

事故の型	建設機械等	一般動力機械	その他の動力機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	その他の装置等	仮設・建築物・構築物等	物質・材料・荷	環境等	その他	計
墜落・転落	3			2	3	1	3	8		1		21
転倒					1			2				3
飛来・落下	1			3	1					1		6
崩壊・倒壊	1							2		2		5
激突され	1			1	2		2			2		8
はさまれ・まきこまれ	1	1	2		3	1			1			9
切れ・こすれ	1		1									2
おぼれ						1		1		6		8
感電												
爆発・破裂									1			1
交通事故				1	8	7						16
その他の型							1				3	4
計	8	1	3	7	18	10	6	13	2	12	3	83

(3)徳島県内の死亡労働災害一覧（令和3年）

No.	発生月 時 間	事故の型	起 因 物	業 種	性 別	職 種 等
				事業場規模	年 齢	
①	2月	転倒	通路	建設業	男	作業者
	11時台			10人未満	70歳代	
工事現場の作業面でバランスを崩し転倒したものの						
②	3月	交通事故	トラック	警備業	男	交通誘導員
	15時台			10人未満	60歳代	
交通誘導中、バランスを崩し路肩から墜落したものの						
③	3月	交通事故	トラック	運輸交通業	男	運転者
	20時台			30～49人	50歳代	
トラックで高速道路を走行中、ハンドル操作を誤りトラックが横転した						
④	7月	交通事故	移動式クレーン	その他の建設業	男	運転者
	13時台			10人未満	20歳代	
移動式クレーン車で走行中、下り坂のカーブで移動式クレーン車が横転した						
⑤	10月	墜落・転落	送電線等	その他の建設業	男	作業者
	15時台			10人未満	50歳代	
電柱上で作業中、誤って墜落した。						
⑥	11月	激突され	その他の用具	港湾荷役業	男	作業者
	17時台			10～29人	50歳代	
船の係留中、岸壁に引っ掛かっていた係留ロープが、岸壁から外れ被災者に激突した						
⑦	11月	崩壊・倒壊	その他の仮設物	その他金融業	男	作業者
	12時台			50～99人	60歳代	
門扉を確認中、鉄製の扉が倒れ、下敷きとなった						
⑧	12月	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	その他卸売業	男	作業者
	9時台			10～29人	70歳代	
トラックの誘導中、後退してきたトラックに轢かれた						

(4) 業種別死傷労働災害発生状況 (休業4日以上)

令和3年確定値

	第12次防		徳島第13次労働災害防止推進計画							対前年比較			
	平成29年実績	5か年平均	発生状況					目標値		令和2年	令和3年	対前年同期比	
			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年	5か年平均				
製 造 業	食料品製造業	58	56	54	53	61	78	—	—	—	61	78	27.9%
	木材木製品製造業	15	21	16	24	13	16	—	—	—	13	16	23.1%
	家具装備品製造業	14	16	19	7	14	9	—	—	—	14	9	-35.7%
	紙、印刷製本製造業	12	9	5	12	12	9	—	—	—	12	9	-25.0%
	化学工業	24	20	18	25	12	25	—	—	—	12	25	108.3%
	窯業土石製品製造業	16	13	10	11	5	11	—	—	—	5	11	120.0%
	金属製品製造業	22	19	22	19	14	15	—	—	—	14	15	7.1%
	一般機械器具製造業	10	10	10	9	7	7	—	—	—	7	7	0.0%
	輸送用機械製造業	9	10	12	10	6	8	—	—	—	6	8	33.3%
	上記以外の製造業	26	22	25	15	26	36	—	—	—	26	36	38.5%
計	206	196	191	185	170	214	—	—	—	170	214	25.9%	
建 設 業	土木工事業	57	51	36	50	63	58	—	—	—	63	58	-7.9%
	建築工事業	75	80	60	81	64	56	—	—	—	64	56	-12.5%
	その他の建設業	18	27	29	16	30	40	—	—	—	30	40	33.3%
計	150	158	125	147	157	154	—	—	—	157	154	-1.9%	
運 輸 交 通 業	道路貨物運送業	57	73	88	75	77	96	—	57	57	77	96	24.7%
	その他の運輸交通業	11	11	10	8	8	6	—	—	—	8	6	-25.0%
	計	68	84	98	83	85	102	—	—	—	85	102	20.0%
林業	23	28	31	8	18	19	—	—	—	18	19	5.6%	
第 三 次 産 業	小売業	83	69	78	78	96	88	—	—	—	96	88	-8.3%
	医療保健業	34	34	43	33	47	103	—	—	—	47	103	119.1%
	社会福祉施設	52	44	64	63	91	87	—	52	52	91	87	-4.4%
	飲食店	20	19	22	22	25	32	—	—	—	25	32	28.0%
	清掃・と畜業	41	40	39	46	42	47	—	—	—	42	47	11.9%
	通信業	18	23	17	23	19	21	—	—	—	19	21	10.5%
	上記以外の第三次産業	102	82	82	78	99	119	—	—	—	99	119	20.2%
計	350	311	345	343	419	497	—	—	—	419	497	18.6%	
上記以外の事業	42	32	32	28	27	31	—	—	—	27	31	14.8%	
合計	839	809	822	794	876	1,017	—	797	800	876	1,017	16.1%	

※ 目標値は、令和4年の合計件数を平成29年と比較して5%以上減少させ、5年平均で800件以内とすること。

3 徳島県の職業性疾病等の状況

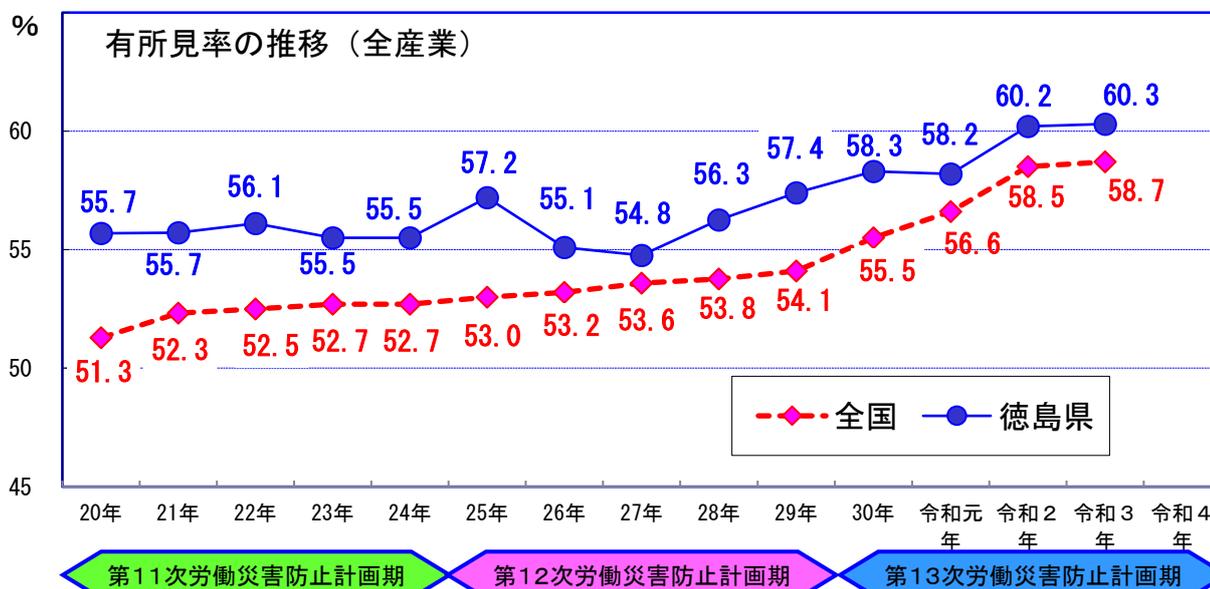
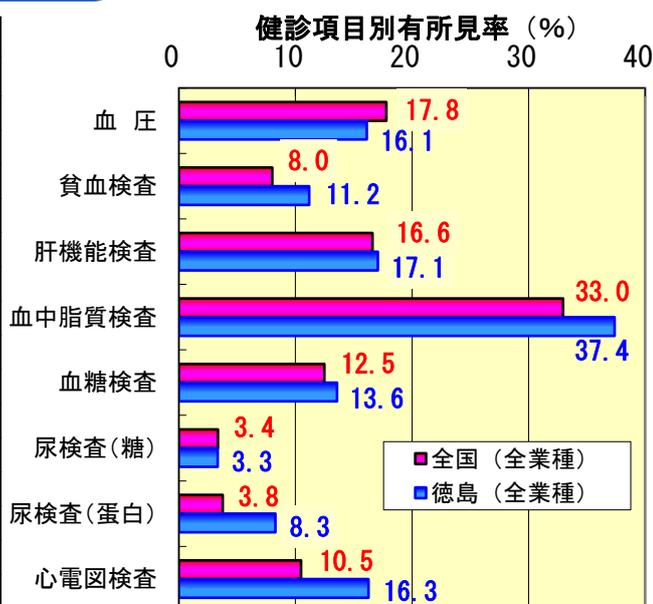
(1) 定期健康診断結果の推移

令和3年健康診断項目別有所見率の状況

項目	業種	全国の 有所見率	徳島県の有所見率 (%)				
			全業種	製造業	建設業	運輸交通	商業
聴力 (1000Hz)		3.9	4.4	3.6	5.1	6.6	6.2
聴力 (4000Hz)		7.3	6.9	6.3	15.1	14.1	8.4
胸部X線検査		4.5	5.2	5.2	5.6	4.0	5.2
血圧		17.8	16.1	14.6	16.6	26.5	24.0
貧血検査		8.0	11.2	12.9	7.6	10.7	17.2
肝機能検査		16.6	17.1	19.4	22.7	23.8	18.3
血中脂質検査		33.0	37.4	38.9	32.4	45.9	37.9
血糖検査		12.5	13.6	15.5	15.0	15.6	13.3
尿検査 (糖)		3.4	3.3	3.0	3.8	6.1	3.4
尿検査 (蛋白)		3.8	8.3	9.1	12.9	9.4	4.9
心電図検査		10.5	16.3	19.4	12.8	14.8	19.1
所見のあった者		58.7	60.3	61.2	58.4	75.7	66.5

定期健康診断結果報告に基づく有所見率の推移

年別	区分	有所見率 (%)	
		全国	徳島県
第11次防	20年	51.3	55.7
	21年	52.3	55.7
	22年	52.5	56.1
	23年	52.7	55.5
	24年	52.7	55.5
第12次防	25年	53.0	57.2
	26年	53.2	55.1
	27年	53.6	54.8
	28年	53.8	56.3
	29年	54.1	57.4
第13次防	30年	55.5	58.3
	令和元年	56.6	58.2
	令和2年	58.5	60.2
	令和3年	58.7	60.3
	令和4年		

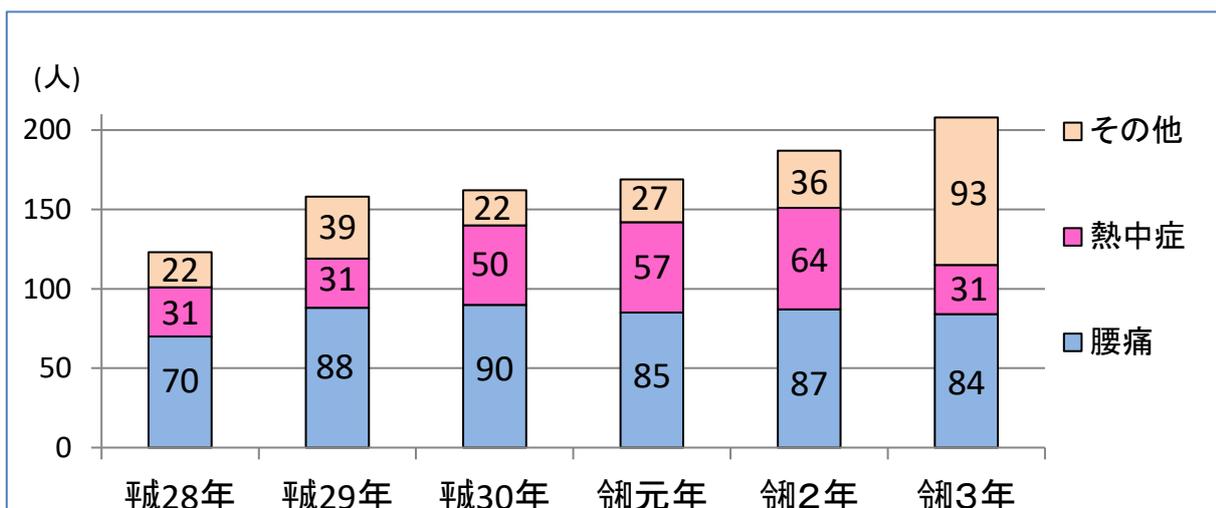


(2) 業務上疾病発生状況 (平成28年～令和3年)

(人)

疾病別	年度等	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
(1)負傷に起因する疾病 (うち腰痛)		71 (70)	88 (88)	91 (90)	90 (85)	93 (87)	87 (84)
物理的 因子に よる	(2)有害光線による疾病				1		
	(3)電離放射線による疾病						
	(4)異常気圧下における疾病				1		
	(5)異常温度条件による疾病 (うち熱中症)	32 (31)	31 (31)	50 (50)	57 (57)	64 (64)	31 (31)
	(6)騒音による耳の疾病	6	14	11	6	5	1
	(7)(2)～(6)以外の原因による疾病					1	
	作 業 様 態 に よ る	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱				2	
(9)負傷によらない業務上の腰痛							
(10)振動障害		5	7	4	4	5	2
(11)手指前腕の障害及び顎肩腕症候群		2	9	4	1	4	3
(12)(8)～(11)以外の作業様態に起因する疾病					3		
(13)酸素欠乏症							
(14)化学物質による疾病(がんを除く)	2	3		2		24	
(15)じん肺及びびじん肺合併症	1	2		2	2	1	
(16)病原体による疾病 (うちコロナ)		2			13 (13)	56 (56)	
が ん	(17)電離放射線によるがん						
	(18)化学物質によるがん	1		2			
	(19)(17)、(18)以外の原因によるがん						
(20)過重労働による脳心	2		1				
(21)精神障害	2	2				2	
(22)その他の業務によることの明らかな疾病						1	
合 計		124	158	163	169	187	208

※ 数値は、労災給付件数を計上した



(3) 徳島県の業務上疾病発生状況

① 徳島労働局管内の業務上疾病（災害性腰痛）の発生状況

平成 24 年から令和3年までに県内の各労働基準監督署に請求された労災給付件数をベースに集計した災害性腰痛を含む業務上疾病の推移は下図のとおりです。腰痛は例年 80～90 件程度発生しており高止まりの状況が続いています。

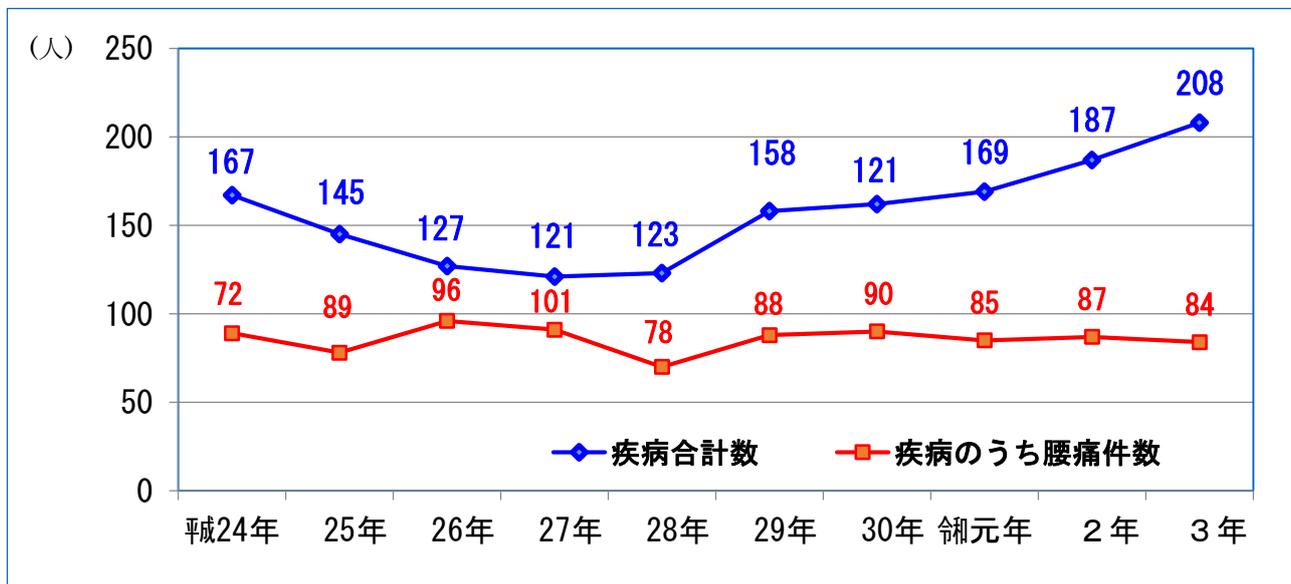


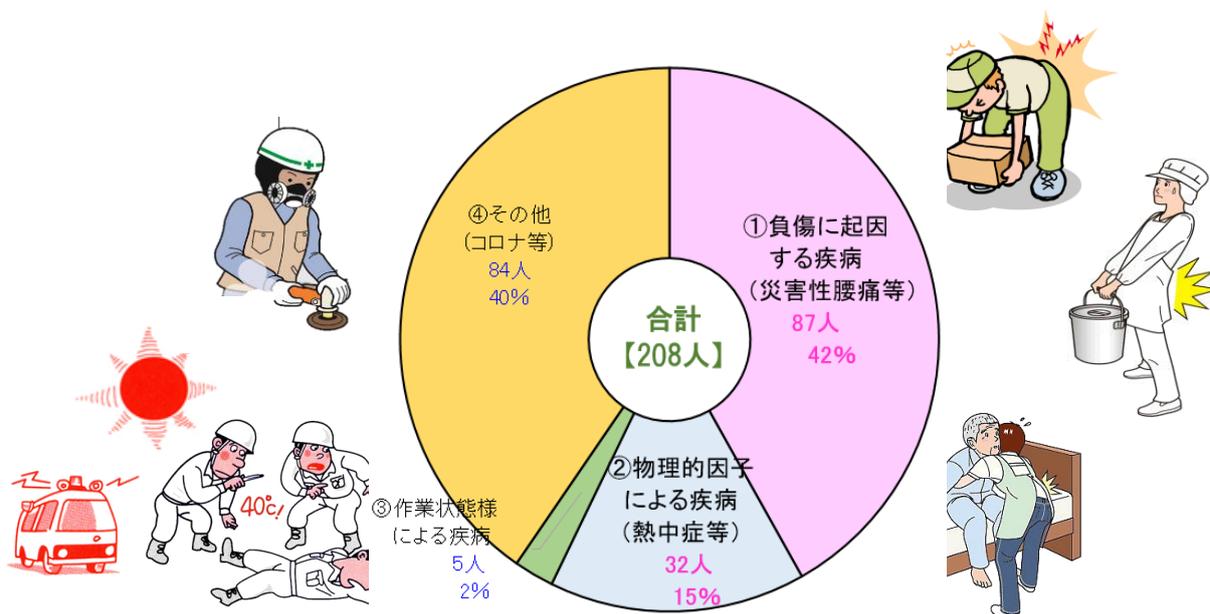
図1 業務上疾病の発生状況（徳島県）（平成24年～令和3年）

② 災害性腰痛等の発生状況

令和3年に県内で発生した業務上疾病の内訳は、図2「令和3年 業務上疾病の分類別発生状況(徳島県)」のとおりで、合計 208 人のうち「負傷に起因する疾病(主に災害性腰痛)」と「物理的因子による疾病(主に熱中症)」とで 5 割以上を占めています。

特に令和3年においては新型コロナウイルス感染症による休業が多く発生しました。

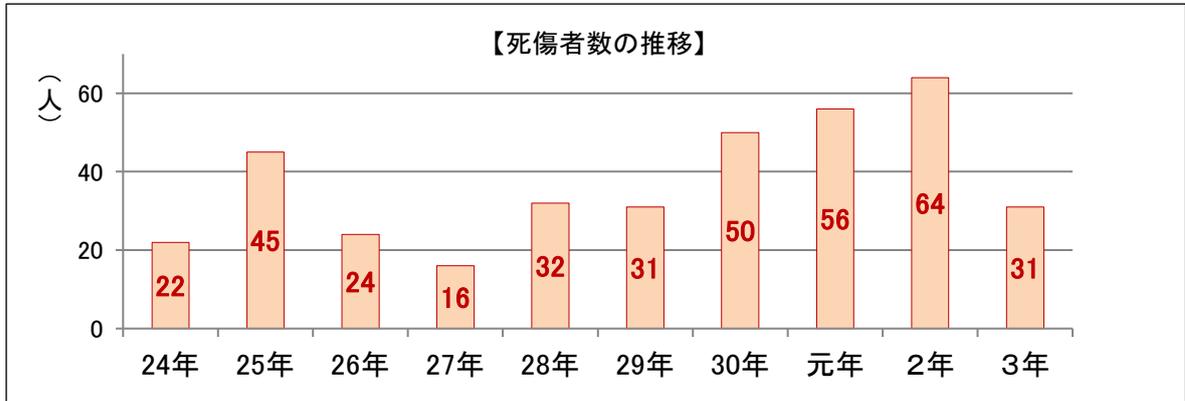
図2 令和3年 業務上疾病の分類別発生状況（徳島県）



(4) 職場における熱中症による死傷災害の発生状況

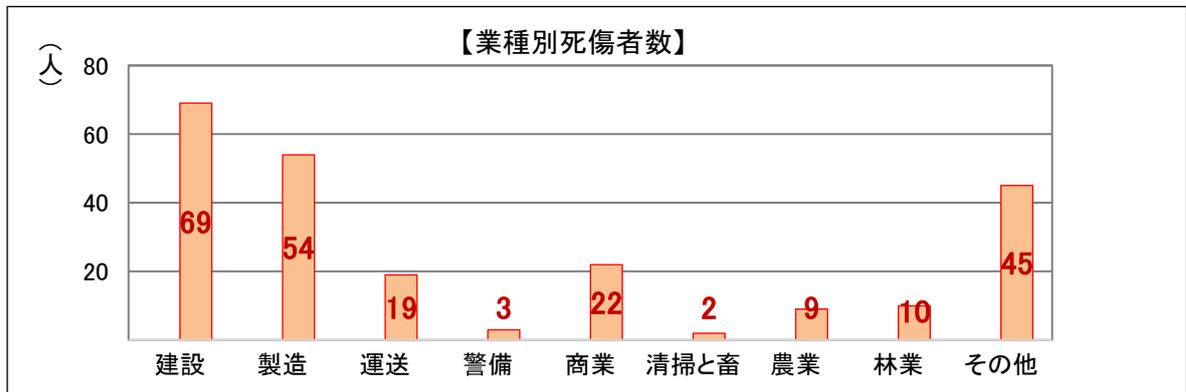
① 熱中症による死傷者数の推移（平成24～令和3年）

令和3年の徳島県の熱中症による死傷者数は31人となりました。全国的には熱中症による重篤な労働災害が跡を絶たない状況ですが、徳島では熱中症による死亡災害は発生していません。



② 業種別発生状況(過去5年間の状況、平成29～令和3年)

過去5年間(平成29～令和3年)の業種別の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約4割がこれらの業種で発生しています。



③ 月別発生状況(平成29～令和3年)

7、8月の発生率が高い。

5年間合計	5月	6月	7月	8月	9月	左記以外	合計
発生件数	5	19	83	109	15	2	233
発生割合(%)	2.1	8.2	35.6	46.8	6.4	0.9	100

④ 時間帯別発生状況(平成29～令和3年)

11時台及び15時台の発生率が高い。

発生時間帯	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以後
5年間合計	35	23	43	17	21	23	30	19	13	9
割合(%)	14.3	10.0	18.6	7.4	9.1	10.0	13.0	8.2	5.6	3.9

4 安全衛生関係資料

(1)「徳島第13次労働災害防止推進計画」のポイント

「労働災害防止計画」は労働災害を減少させるために重点的に取り組む事項を定めた国の中期計画です。**第13次防**は2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）までとなっています。徳島労働局では「**徳島第13次労働災害防止推進計画**」を策定し、同計画を推進しています。

第12次防の結果と課題

労働災害による被災者数（2017年（平成29年））

- ・死亡者数：8人
- ・死傷者数：839人（休業4日以上）

- 労働災害は長期的には減少しているが、近年は年間800人を超える状況でほぼ横ばい。
- 死亡災害は建設業・製造業の占める割合が依然として高い。

計画の目標

死亡者数目標

【全業種】

労働災害による死亡者を、2017年（平成29年）と比較して2022年（令和4年）までに**15%以上減少**させる。
（2022年（令和4年）に6人以下、5年間で34人以下）

【重点業種】

- ・建設業・・・2022年（令和4年）に2人以下、5年間で13人以下
- ・製造業・・・2022年（令和4年）に1人以下、5年間で7人以下
- ・林業・・・2022年（令和4年）に死亡者0人

ポイント

死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

- 建設業 墜落・転落災害等の防止対策が必要
- 製造業 施設、設備、機械に起因する災害等の防止対策が必要
- 林業 伐木等作業における安全対策が必要

死傷者数目標

【全業種】

休業4日以上の死傷者数を、2017年（平成29年）と比較して2022（令和4年）年までに**5%以上減少**させる。
2022年（令和4年）に797人以下、5年間の年平均で800人以下とする。

【重点業種】

- ・道路貨物運送業・・・2017年（平成29年）の57人より増加させない
- ・社会福祉施設・・・2017年（平成29年）の52人より増加させない

ポイント

労働災害の減少を目指して業種別・災害類型別対策を実施

- 上記3業種に加え、
- 道路貨物運送業 荷役作業時の墜落・転落災害等の防止対策が必要
 - 社会福祉施設 転倒災害防止、介護機器等の導入促進、危険の見える化が必要

前記以外の目標

ストレスチェック制度

【目標】 2022年（令和4年）までに、規模50人未満の事業場においてストレスチェックを実施している事業場数を15%以上増加させる。

- ☆ 労働者数50人未満の事業場についてはストレスチェックの実施は努力義務となっていますが、メンタルヘルス対策の取組の一つとして積極的に実施しましょう。
- ☆ ストレスチェックの集団分析結果を活用して職場環境の改善を進めましょう。

熱中症

【目標】 熱中症による死亡、重篤災害(休業1か月以上)を発生させない。

腰痛

【目標】 2022年（令和4年）までに、全業種における腰痛の発症者数を5%以上減少させる。

重点として取り組む事項

①死亡・重篤な労働災害の減少の減少を図るための対策

建設業対策

- ✓ 足場、屋根、はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止対策を推進
- ✓ 関係機関との連携強化によるパトロールの実施
- ✓ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づく施策の実施

製造業対策

- ✓ 施設、設備、機械等の安全性向上によるはさまれ・巻き込まれ、切れ災害の防止
- ✓ 非常時作業時における機械の運転停止の厳守
- ✓ 安全衛生管理体制の整備・強化

林業対策

- ✓ 伐倒木による激突され災害の防止など伐木作業の安全化を推進
- ✓ 下肢を保護する防護衣の着用の徹底
- ✓ 安全教育の充実

②労働災害を減少させるための対策

転倒災害防止対策

- ✓ 「STOP！転倒災害プロジェクト」に沿った4S活動の励行、危険の見える化の促進

(中)高年齢労働者対策

- ✓ (中)高年齢労働者に配慮した職場環境の整備・改善の促進
- ✓ 取組や措置に関する好事例の収集と周知

道路貨物運送事業対策

- ✓ 荷役ガイドラインに基づく取組、保護帽の着用等基本的安全対策の徹底
- ✓ 荷役作業時の5大災害防止の取組

第三次産業対策

- ✓ 社会福祉施設、小売業、飲食店を中心として転倒災害の防止、腰痛予防対策の推進
- ✓ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底

③健康確保・職業性疾病予防対策

- ✓ メンタル、過重労働、化学物質、石綿対策などの推進

④疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援

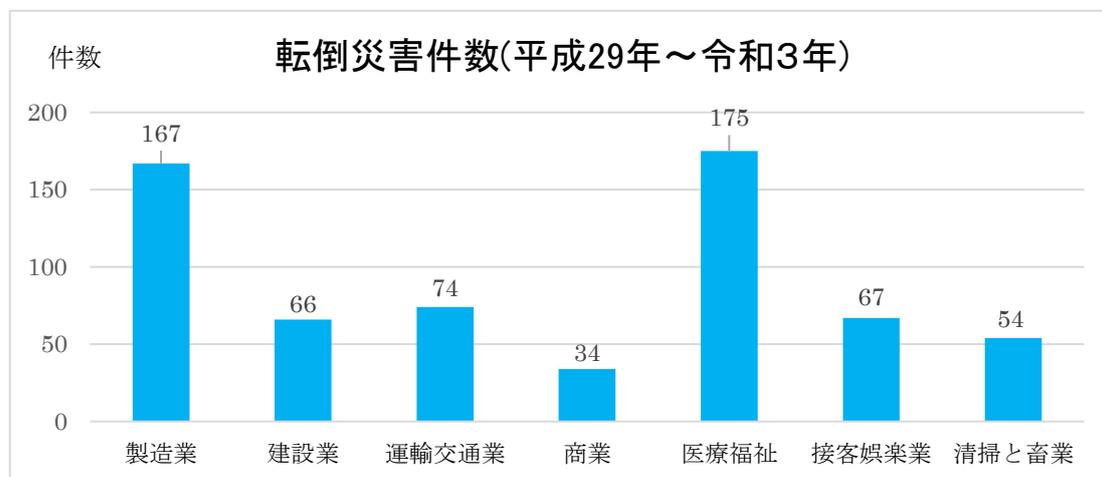
- ✓ 両立支援ガイドラインの周知、企業の意識改革の促進

徳島労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署

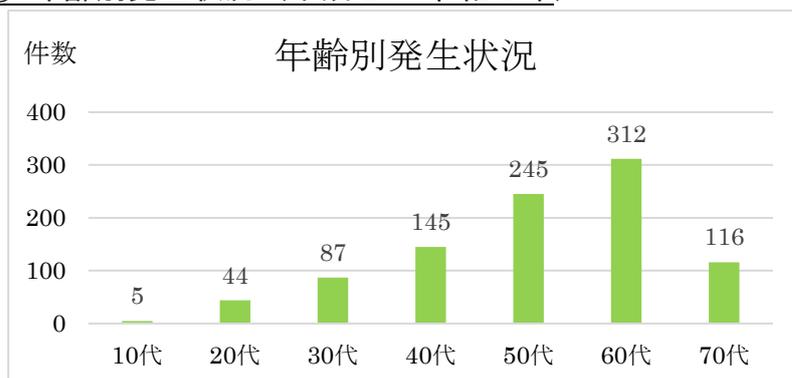
(2) 転倒災害の発生状況【徳島県】

① 業種別発生状況（平成29～令和3年）

徳島県内における、過去5年間の「転倒」による死傷者数は合計で954人となっており、業種別の内訳を見ると、医療福祉の発生数が最も多く、次いで製造業の順となっている。



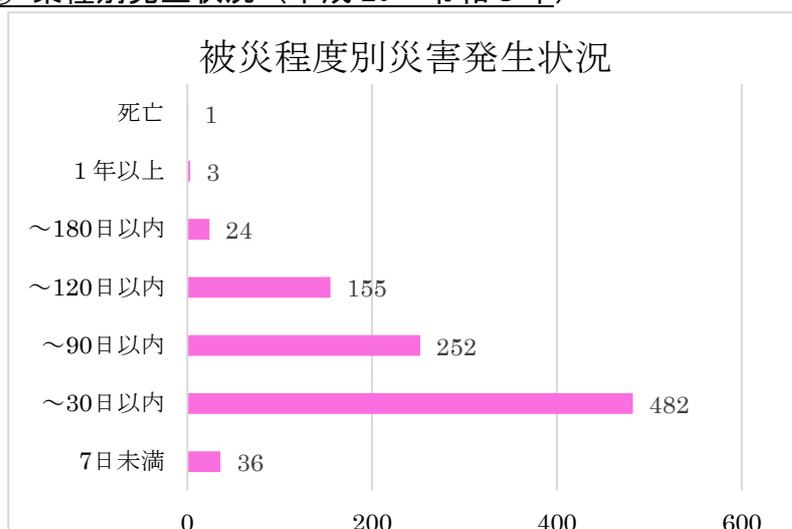
② 年齢別発生状況（平成29～令和3年）



年齢が高くなるほど多く発生しているが、どの年代にも発生していることが分かる。

50歳以上の合計は、673件であり、全体の70.5%を占めている。

③ 業種別発生状況（平成29～令和3年）



半数以上は30日以内の災害となっているが、骨折などの重篤な災害では休業が長くなっている。特に頭部を損傷する災害では後遺症が残る場合もあり、死亡災害に至る場合もある。

④ その他の特徴

転倒災害は降雪により発生月に偏りが出るが、徳島では発生月の偏りはなかった。

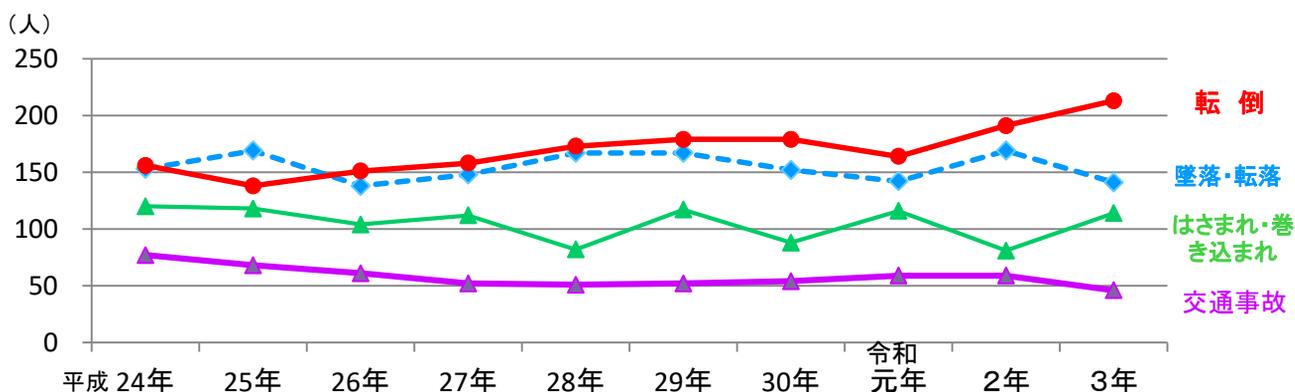
(3) 「STOP! 転倒災害 プロジェクト」

職場での転倒事故を減らしましょう!

令和3年に仕事中の転倒災害で4日以上休業をした方は、全国で約33,000人に上り、事故の型では最も多くなっています。徳島では毎年170人前後で推移していましたが、令和3年は213人となり、労働災害全体のおよそ2割が転倒災害となっています。

高齢者が転倒した場合、重篤な災害となることが多く、労働者の高齢化が進む現代ではリスクアセスメント、危険個所の見える可などにより転倒災害防止対策に取り組みましょう。

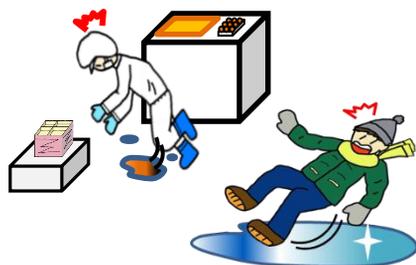
また、転倒災害は製造業と第三次産業で多く発生し、ほとんど全ての業種で増加傾向にあります。



転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は大きく3種類に分けられます。危険個所の「見える化」を図りましょう

滑り



【主な原因】

- 床が滑りやすい素材である
- 床に水や油がこぼれている
- 滑りやすい異物が落ちている
- 凍った水溜りを歩いた。

つまずき



【主な原因】

- 床の凹凸や段差がある
- 床に放置された荷物や商品がある
- 通路に台車、パレット、機器類や工具などが出ている

踏み外し



【主な原因】

- 大きな荷物を抱えて足元が見えない状態で移動した
- 照度不足のため段差が見づらく箇所がある
- 手すりを取り外されていた、手すりがなかった

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。
できることから少しずつ、確実に取り組みましょう。

設備管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法 [あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態では作業しない



その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成等による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



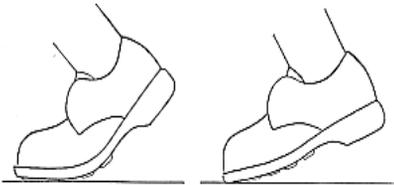
正しい靴の選び方

- ◆ 靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。
- ◆ 小さすぎる靴は足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。
- ◆ 大きすぎる靴は、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかところが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

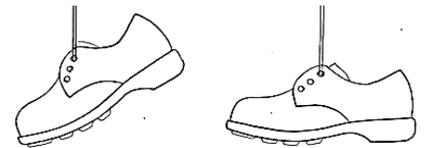
靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

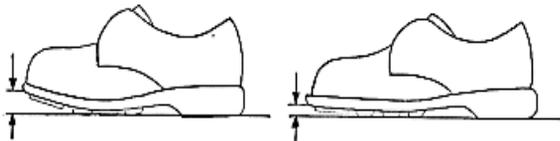


靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。

つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高年齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があるため、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

(4) ～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

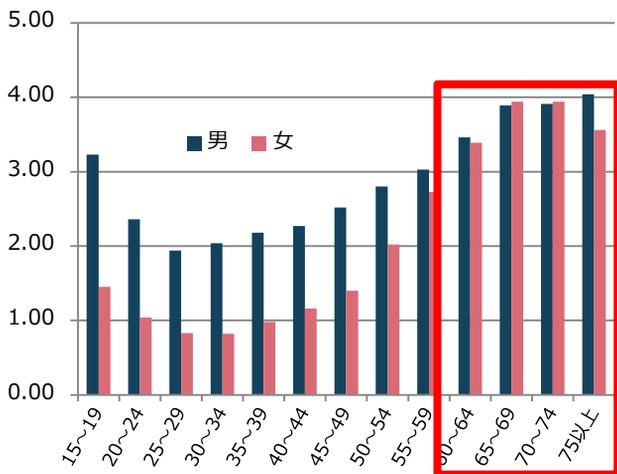
高齢の就労者は増加しています

65歳以上の就業者数は、2011年から2021年の10年で59.7%増加。65歳以上の就業者の占める割合は2011年9%から2021年に13.7%に上昇。（労働力調査総務省R4.2.1発表）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**(2019年は27%)

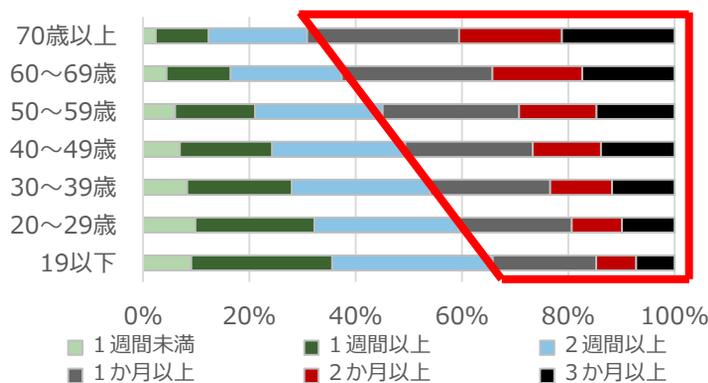
労働災害発生率は、若年層に比べ**高年齢層で高い**

<年齢別・男女別の労働災害発生率>



※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数
出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働者死傷病報告（2019年）



労働災害により休業が発生すると
人手不足となります



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しています

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

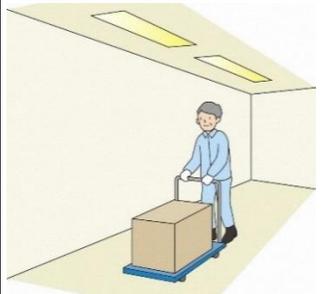
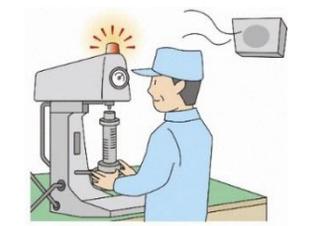
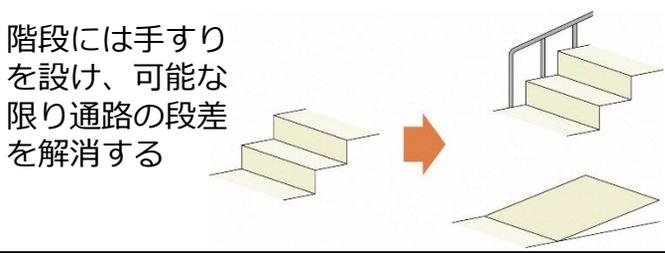
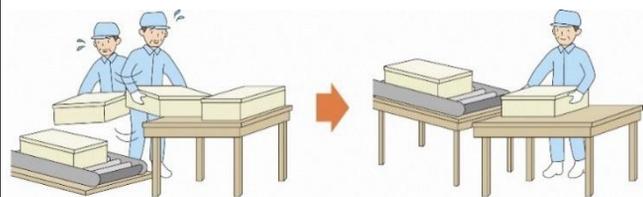
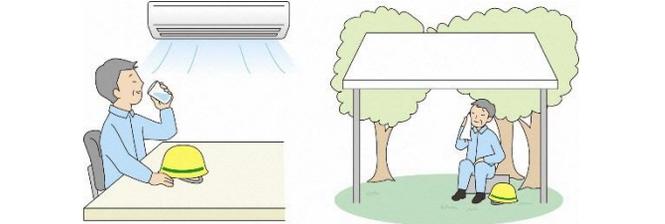


2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

⇩対策の例⇩

 <p>通路を含め作業場所の照度を確保する</p>	 <p>警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮</p>	 <p>階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する</p>
 <p>不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する</p>	 <p>涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する</p>	
 <p>例えば戸口に段差がある時</p> <p>解消できない危険箇所に標識等で注意喚起</p>	 <p>防滑靴を利用させる</p>	 <p>リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制</p> <ul style="list-style-type: none">・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直します**。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・健康診断を確実に実施します
- ・職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- ・主に高齢労働者を対象とした**体力チェックを継続的に行う**よう努めます
- ・体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▼注意点▼

- ・安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

▼取組の例▼

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>
 (令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)
 あなたの結果は cm / cm (身長) =
 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト (敏捷性)
 あなたの結果は 回 / 20秒
 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)
 あなたの結果は cm
 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 開眼片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 開眼片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1 ~

詳しくはこちら⇒

身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

健康や体力の状況に関する情報はプライバシーに配慮し、測定結果により不利益にならないように注意する必要があります

5 安全衛生教育

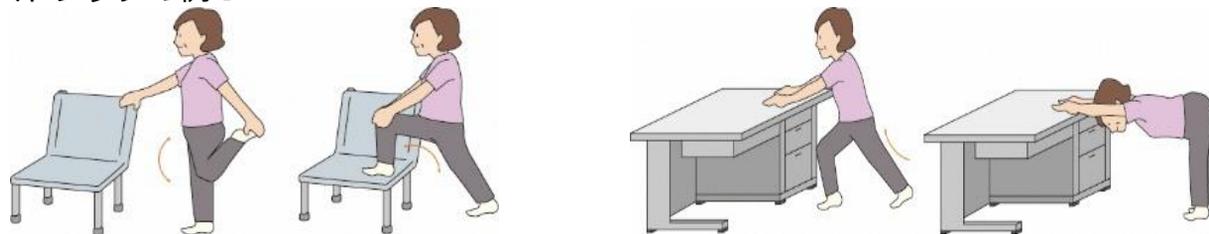
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます。

↓ストレッチの例↓



「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

高齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています。



(R2. 8)

「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

対象となる事業者

次の(1)～(3)全てに該当する事業者が対象です。

- (1) 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している (対策を実施する業務に就いていること。)
- (2) 中小企業事業者
- (3) 労働保険に加入している

詳しくは
こちら⇒
(厚労省HP)



補助金額

補助対象：高齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）
補助率：1/2
上限額：100万円（消費税は除く。）

※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。
(全ての申請者に交付されるものではありません。)

(5) 交通労働災害防止対策の推進について

【 交通労働災害防止のためのガイドラインのポイント 】

1 交通労働災害防止のための管理体制等

(1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関する管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対して必要な教育を行いましょよう。

(2) 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

事業者は、安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょよう。目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、実施し、評価・改善しましょよう。

(3) 安全委員会における調査審議

安全委員会などで交通労働災害防止について、調査・審議をしましょよう。

2 適正な労働時間等の管理、走行管理

(1) 適正な労働時間の管理、走行管理

ア 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょよう。

イ 十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行いましょよう。

ウ 高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょよう。



(2) 適正な走行計画の作成

◆走行の開始・終了の地点、日時 ◆運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間 ◆走行時に注意を要する箇所的位置 ◆荷役作業の内容と所要時間 ◆走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

(3) 点呼の実施とその結果への対応

ア 疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって、報告を求め、結果を記録しましょよう。

イ 睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取りましょよう。

(4) 荷役作業を行わせる場合の対応

ア 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょよう。

イ 荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備えましょよう。

ウ 荷を積載するときは、最大積載荷重を超えない、偏荷重が生じないようにしましょよう。



3 教育の実施

(1) 雇入れ時の教育

交通法規、改善基準告示、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響など。

(2) 日常の教育

デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーなどから判明した安全走行に必要とされる事項

(3) 交通危険予知訓練

写真などを使って、安全を確保する能力を身に付けさせる交通危険予知訓練。



4 荷主・元請事業者による配慮

(1) 荷主・元請事業者の事情による、直前の貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。

(2) 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を守った安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更を行いましょ。

(3) 荷主・元請事業者は、改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょう。

(4) 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時期に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるようにしましょう。



5 健康管理

(1) 健康診断

運転者について健康診断を実施し、保健指導をしましょう。

(2) 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者には、面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応をしましょう。

(3) 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場で健康の保持、増進に努めましょう。

(4) 運転時の疲労回復

運転者に対して、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。



(6) 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため

～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

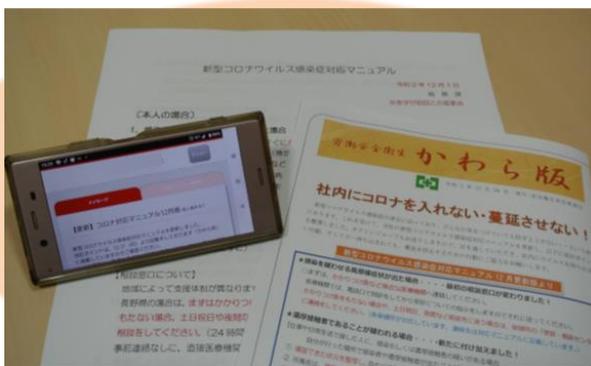
リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ①感染リスクのある社員の自宅待機
- ②濃厚接触者の把握
- ③消毒
- ④関係先への通知など

手順全文は（独）労働者健康安全機構長野産業保健総合支援センターホームページからダウンロード可能です。



体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

※本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- ▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00	8.0Hr
		② 11:30 ~ 12:30	
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00	8.0Hr
		② 20:30 ~ 21:30	

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

- ▶ 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- ▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- ▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

感染症防止5 Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- 手洗い うがい 確実に！
- 十分とろう 睡眠は！
- 毎朝検温 忘れずに！
- 人混み避けよう！マスクせよ！
- 必ず換気 休憩所！

- Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- Có đủ giấc ngủ!
- Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
- Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- ▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

(7) 一人親方等の保護措置が義務付けられます

2023年4月1日から 危険有害な作業 を行う事業者は、
**作業を請け負わせる一人親方等、
同じ場所で作業を行う労働者以外の人**
に対して一定の保護措置が義務付けられます

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること**

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

(8) 石綿障害予防規則等の改正について

解体工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さまへ

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和3年4月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

石綿障害予防規則等の改正のポイント

* 下線部が改正事項

石綿飛散の危険性

高 ←————→ 低

レベル1 建材



レベル2 建材



※1
けい酸カルシウム板第1種(破碎時)
仕上塗材(電動工具での除去時)



レベル3 建材



計画届の提出*14日前まで
(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告(一定規模以上の工事が対象) ※2

■ 事前調査の実施

* 調査方法を明確化 * 資格者による調査
調査結果の3年保存、現場への備え付け

■ 作業計画の作成

作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存

■ 掲示

- 作業時に建材を湿潤な状態にする
- マスク等の使用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育の実施
- 健康診断の実施

- 作業場所を隔離し、
負圧を維持
- 集じん・排気装置の初回時・
変更時の点検
- 作業前・作業中断時の
負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

負圧は不要

※1 石綿含有ケイ酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用)
:レベル1、2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い。

※2 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事 総トン数20トン以上の鋼製の船舶の解体・改修工事

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

◆電子システムで報告が必要な内容

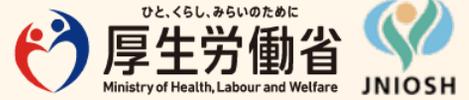
- ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・ 工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
- ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
- ・ 石綿作業主任者の氏名
- ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆報告の方法

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

(9) 化学物質を安全に取り扱うために

労働安全衛生法 関係政省令が
大きく改正されます！

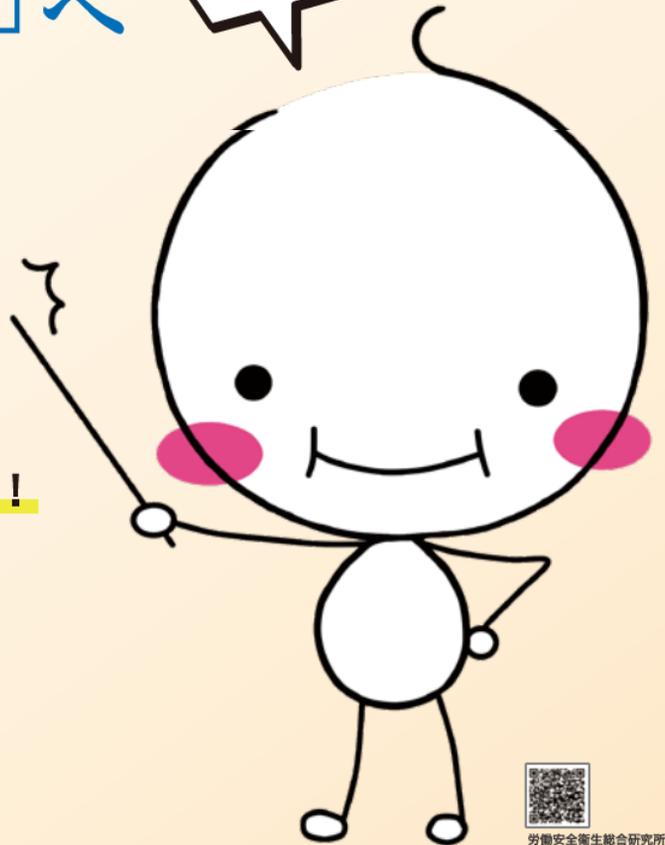


あなたの身近に 化学物質

日本の化学物質管理は「法令準拠型」から
「自律管理型」へ

あなたの職場の
化学物質管理が
変わりますよ！

- ✓ 欧米でも主流の「リスクベース」へ移行！
- ✓ 事業者の裁量権を拡大！
- ✓ 管理が良ければメリットも！
- ✓ 二つの資格を導入！！



“詳しくはwebで”

ケミちゃん



労働安全衛生総合研究所
ホームページ

詳しくは、労働安全衛生総合研究所ホームページをご覧ください。

第1期改正 令和4年2月公布、令和6年4月施行。以降順次改正



※この絵表示は、国連勧告が定める世界共通の絵表示です。

化学物質を取り扱うときは、まず「ラベル」を確認



- ▶▶ 製品の危険有害性や、取扱上の注意事項がわかります。
- ▶▶ GHS絵表示がついているものは、特に情報をしっかり見ておきましょう。

ラベル表示の例

【製品の特定名】
△△△製品 ○○○○

【注意喚起語】
危険

【危険有害性情報】
・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると生命に危険 ……

【注意書き】
・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
・蒸気を吸入しないこと……

爆発物や可燃物は
火気厳禁です。
物質によっては振動を与えたり
水に触れることが
厳禁の物質もあります



更に詳しい情報は、
SDS (安全データシート) を
見てください。

SDSの主な記載項目

- 項目2 GHS分類
- 項目4 応急措置
- 項目7 取扱い及び保管上の注意
- 項目8 ばく露防止及び保護措置
- 項目15 通用法令

そして **アクション**
必要な行動を!

ラベルに絵表示があったら、危険有害性の内容を確認



- ▶▶ 絵表示は9種類あります。国連勧告が定める世界共通の絵表示です。
- ▶▶ どのような危険有害性があるか、製品のSDS (安全データシート) の項目2を参照してください。

GHS絵表示とその意味、主な対策

	<p>爆発物 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 高温、スパーク、火種を近づけない ☑ 火災の場合は退避 		<p>高圧ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 日光から遮断し換気の良いところで保管 		<p>発がん性、その他の健康有害性がある物</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ マスク、手袋、保護衣着用 ☑ 換気すること
	<p>燃えやすい物</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 高温、スパーク、火種を近づけない ☑ 換気の良いところで保管 		<p>金属を腐食させる物 皮膚や眼を著しく損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 他の容器に移し替えない ☑ 保護衣、手袋、眼鏡着用 		<p>眼や皮膚刺激、アレルギー性皮膚反応 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 気分が悪い時は医師に連絡 ☑ 保護具を着用
	<p>より燃えやすくする物</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 燃える物から遠ざける ☑ 隔離して保管 		<p>体に入ると生命の危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 換気の良いところで使用 ☑ マスク、手袋、保護衣着用 ☑ 施設して保管 		<p>水生生物に非常に強い毒性 (環境有害性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 環境への放出を避ける



化学物質へのばく露経路

化学物質による健康障害防止には、いろいろな経路から侵入する化学物質を体内に取り込まないことが大切です。

- ①作業場の空气中に拡散したガスや蒸気、粒子状の物質（粉じんなど）を吸い込む
- ②皮膚についた化学物質が皮膚を通して体内に吸収される
- ③化学物質がついた手や汚れたマスクが口元に触れる（たばこを吸う方は特にご注意ください）



刺激性のあるガスや蒸気、強アルカリ性の液体が眼に入ると眼を損傷します。

空气中に拡散したガスや蒸気、粒子状の物質（粉じんなど）は、呼吸とともに体内に吸い込まれます。適切な呼吸用保護具を使用します。

化学物質がついた手で触れた食べ物やたばこを介しても体内に取り込まれます。汚れたマスクの内側から口に入ることがあります。

化学物質の中には、皮膚に触れると素早く体内に吸収される物や、痛み・かゆみ等を引き起こす物があります。化学物質に触れてしまったら大量の水で早く手を洗いましょう。食事や休憩前は必ず手洗いや洗顔をします。

保護具はきれいなもの、穴の空いていないものを使いましょう



濡れた作業場で働くときは、ゴム長靴をはきましょう。靴の内部に化学物質を含む水が入ったときは、靴をはき替え、放置せずに速やかに足を水洗いします。

化学物質管理者の選任



化学物質を安全に取り扱うため、一般消費者用製品以外の化学物質を取り扱う事業場では、業種や規模にかかわらず、化学物質管理者を選任します。

化学物質管理者の役割は、事業場で取り扱う化学物質のラベルやSDSを確認し、化学物質を安全に扱うための対策を決めて、それを実行していくことです。

特に化学製品を製造する事業場の化学物質管理者は専門的な講習を受講する必要があります。

事務所則 労働衛生基準 が変わりました

● 労働衛生基準の改正・見直しの主な項目（照度基準を除いて令和4年4月1日から施行。）

照度 ▶事務所における照度について、作業の区分と照度の基準が変わりました



作業の区分	基準
一般的な事務作業	300ルクス以上
付随的な事務作業※	150ルクス以上

※資料の袋詰め等、事務作業のうち文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のない作業

照度基準は令和4年12月1日施行。
事務所則第10条第1項

休養室・休養所 ▶設置する際の留意点を新たに示しました



常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用する事業者は、休養室等を男女区別して設ける必要があります。

休養室では横になって休むことが想定されており、プライバシーと安全に配慮が求められます。

事務所則第21条、安衛則第618条

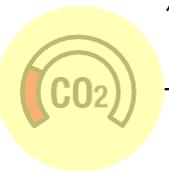
温度 ▶空気調和設備のある室の気温の努力目標値について見直されました



改正後 **18度以上 28度以下**

事務所則第5条第3項

測定方法 ▶事務所のCO・CO₂含有率の測定に電子機器等が利用可であることが明示されました



検知管方式と同等以上の性能を有する機器に

一酸化炭素：定電位電解法
二酸化炭素：非分散型赤外線吸収法

による測定器が含まれることが明示されました。

事務所則第8条

便所 ▶便所の設置基準が変わりました



新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置づけられました。

便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取り扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。

※男女用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。

事務所則第17条、安衛則第628条

休憩の設備 ▶設置する際の留意点を新たに示しました



休憩スペースの広さや設備内容について衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づき設置する必要があります。

事務所則第19条、安衛則第613条

更衣室・シャワー設備等



性別を問わず安全に利用ができるよう、プライバシーの確保に配慮が求められます。

事務所則第18条第2項、
安衛則第625条第1項

救急用具 ▶常備品目の規定がなくなりました



具体的な品目が削除されました。

各事業場ごとに想定される労働災害等に応じて安全管理者や衛生管理者、産業医の意見を交えながら、衛生委員会等で調査審議、検討を行い、必要なものをそろえましょう。

安衛則第633条、旧第634条関係

発汗作業に関する措置

多量の発汗作業を伴う作業場には、労働者が補給するための飲料水及び塩を備え付ける必要があります。

この場合の塩には、塩飴や塩タブレット等のほかスポーツドリンクなどの飲料水に含まれる塩分も該当することを明示しました。

安衛則第617条

STOP! 熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



労働災害防止キャラクター **チューイカン吉**

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。 また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。迷わず救急車を呼びましょう! 
<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
<input type="checkbox"/> 発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等		
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりと取るようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値の 低減対策 は実施されているか
<input type="checkbox"/> WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
<input type="checkbox"/> 各作業者の 体調 や 暑熱順化の状況 に問題はないか
<input type="checkbox"/> 各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/> 作業の 中止 や 中断 をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ いったん作業を離れ、休憩する
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。



(12) 荷役作業時の災害防止対策(災害事例、分析と対策)

荷役作業時の死亡災害を災害発生パターン別に見ると、**墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト関連災害、無人暴走、トラック後退時の災害**が多数を占めています。これらの災害を防止するには、運送事業者と荷主事業者が相互協力した労働災害防止対策に取り組むことが求められています。

◆ トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

陸上貨物運送業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。この災害では 67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さ2m未満」の地点からの転落でした。

災害事例は、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ約 52 cmの高さから転落し、頭部を強打したものです。

作業高さによらず必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう。



◆ トラック・荷台等での荷崩れによる死亡事故

災害の半数以上が「積みおろし時における被災」です。荷物の固定・固縛が不適切な例が多く見られました。

災害事例は角材 180 本の積付け状況を点検する際に、ラッシングベルトを緩めたところ角材の束が崩壊し、下敷きになりました。保護帽の着用はありませんでした。

荷崩れを防ぐため、適切な固定・固縛を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

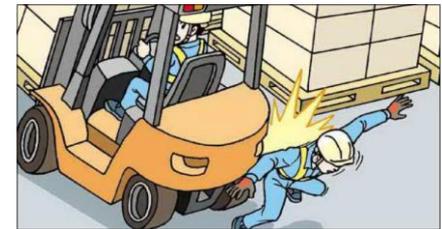


◆ フォークリフト使用時における死亡事故

フォークリフトのオペレーター(運転手)による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者の接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる災害が多く見られました。

災害事例はフォークリフト走行エリアに被災者が立ち入ったことで後退してきたフォークリフトと接触して発生しました。

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。



◆ トラックの無人暴走による死亡事故

トラックが動き出す可能性がある状態(パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど)で運転手が降車したことが原因の大半でした。

災害事例は坂道に駐車したトラックが後進したため止めようと運転席に乗り込もうとした運転手が、振り落とされトラックと石垣の間に挟まれ発生しました。なお、トラックのエンジンは停止されていましたが、パーキングブレーキが緩く、ギアロックがされていませんでした。

運転手はパーキングブレーキを確実にかけ、エンジンを停止し、ギアロック、輪止めの 4 点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。もしもトラックが動き出した場合には車に近づくことは厳禁とし、周囲への警告を発しましょう。



◆ トラック後退時における死亡事故

トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気がつかなかったために発生していました。バックモニターを使用していなかった例等が挙げられます。

被災者は運転手助手で、路地で引越しトラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、事故発生当時、バックモニターを使用しておらず、被災者を目視できていませんでした。



ロールボックスパレット 使う前の5つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、**すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。**

作業前点検リスト

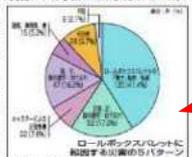
確認日	確認担当者名
年 月 日	
<input type="checkbox"/>	倒れそうになったら無理に支えず逃げること 人が支えられる重さではありません。とにかく身を守ることが優先です
<input type="checkbox"/>	停止時は必ずキャストーストッパーを使用すること わずかな傾き、風でもパレットが勝手に走り出すことがあります
<input type="checkbox"/>	原則として、傾いた場所では使用しないこと わずかな傾きでもパレットが思わぬ方向に動き、転倒するおそれがあります
<input type="checkbox"/>	両手で持って運搬すること 片手で引っ張ると、止める時にパレットをコントロールできず止められないことがあります
<input type="checkbox"/>	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための8つのルール



とても便利なロールボックスパレットですが、下敷きや手足の負傷による事故などが多発しています。



このリーフレットでは、ロールボックスパレットを使うときに、守ってほしい「8つのルール」を紹介しています。ぜひ、お読みになって、安全に作業を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



作業者に身につけてほしい望ましい装備例



パンフレット「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル安全に作業するための8つのルール」もご確認ください。



テールゲートリフターのチェックリストは裏面へ▶

テールゲートリフター

使う前の5つの基本チェックリスト

テールゲートリフターを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、**すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。**

作業前点検リスト

確認日	確認担当者名
年 月 日	
<input type="checkbox"/>	昇降板では荷を後退りで運搬しないこと 引っ張ると後ろは見えません。この方法で荷台高さからの転落が頻発しています
<input type="checkbox"/>	キャスター付きの荷を使う時は、必ずストッパーを使用すること 作業者が支えても事故につながる可能性があります
<input type="checkbox"/>	原則として、傾いた場所では使用しないこと ロールボックスパレットが思わぬ方向に動くことがあります。水平な場所で使用してください
<input type="checkbox"/>	昇降板の位置を目視で確認してから運搬すること 荷台高さにあると思いついで、転落する可能性があります
<input type="checkbox"/>	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

テールゲートリフターを安全に使用するために

2 STEP ステップで学ぶ **作業者必読!!**

6 基本 & 11 場面別ルール

重要な点検につながるおそれがある「作業前点検の確約・監査する」事故の発生

テールゲートリフター（TGL）は、作業時の安全に注意する必要があります。TGLは、使用時に加わる荷物の重量のアップ（2倍）や、作業安全装置が作動しない可能性があります。作業前には必ず点検を行い、安全を確認してから作業を行います。また、安全の約 65% が、作業前点検の重要性を認識しています。

65%

14.5% 6.6%

24.5% 7.8%

20.5% 6.5%

22.7% 7.2%

17.7% 5.9%

65%

厚生労働省・労働基準監督署

国土交通省・国土交通省労働安全衛生局

労働安全衛生局

労働安全衛生局



作業者に身につけてほしい望ましい装備例

パンフレット「テールゲートリフターを安全に利用するために 2ステップで学ぶ 6基本&11場面別ルール」もご確認ください。



ロールボックスパレットのチェックリストは裏面へ▶

(14) ストレスチェックの実施について

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
※従業員数50人未満の事業場、当分の間努力義務となります。

- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者に提供してはいけません。



ストレスは見えません
チェックしましょう



徳島産業保健総合支援センターをご活用ください！

○ 事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、**50人未満の事業場**の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

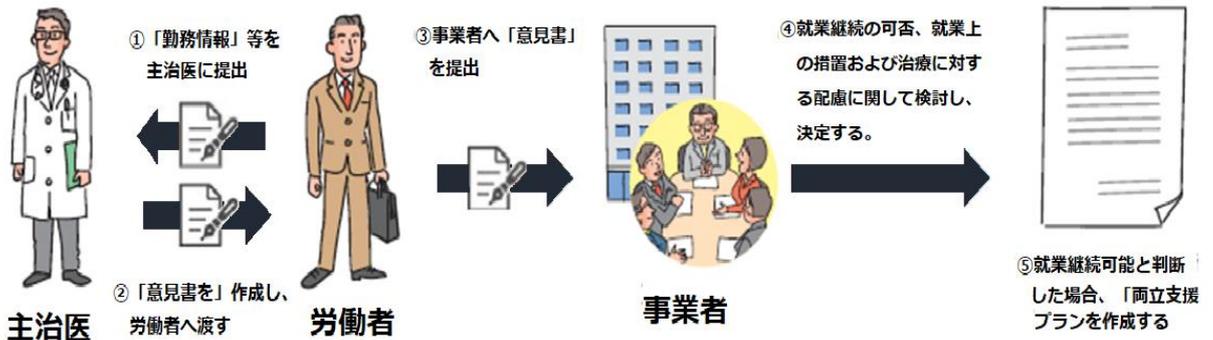
ホームページURL <https://www.tokushimas.johas.go.jp/>

(15) 治療と仕事の両立支援

病気を抱えながら、働く意欲・能力のある労働者が、治療を受けながら仕事ができるよう、治療と仕事の両立を実現するための取組などをガイドラインとしてとりまとめています。治療と仕事の両立支援について産保センターがサポートしています。

◎ 治療と仕事の両立には情報の共有・連携が重要です。

両立支援の基本的な進め方



勤務情報提供書

(労働者の業務に関する情報)



主治医意見書

(就業継続等の判断、就業上措置・配慮事項)



両立支援プラン

(勤務時間等配慮事項)

◎ 徳島産業保健総合支援センターでは以下の支援を行っています。

相談対応

労働者(患者)、人事労務担当者、事業者からの治療と仕事の両立に関する相談に対応します。

個別訪問支援

事業場の両立支援制度導入に関する、柔軟な職場環境づくりの支援や、労働者・管理者に対し理解と風土づくりのための啓発教育を行います。

個別調整支援

労働者(患者)や事業者の申出により、労働者(患者)の同意を得た上で、治療と仕事の両立のための支援を行い、職場復帰プラン等の作成の助言をします。

独立行政法人労働者健康安全機構

徳島産業保健総合支援センター

〒770-8002 徳島市幸町3丁目 61 徳島県医師会館3F

TEL:088-656-0330 FAX:088-656-0550

◎ 同センターで出張相談窓口を開設しておりますのでご利用ください。

医療機関	お問い合わせ先	出張相談日
徳島大学病院 患者支援センター	徳島市蔵本町 2-50-1 直通 088-633-9107	偶数月第2火曜日 9時～12時
徳島県立中央病院 患者支援センター	徳島市蔵本町 1-10-3 代表 088-631-7151	偶数月第3水曜日 9時半～12時半
徳島市民病院 患者支援センター がん相談支援センター	徳島市北常三島町 2-34 代表 088-622-5121	偶数月第3木曜日 10時～13時
阿南医療センター 患者支援センター	阿南市宝田町川原 6-1 代表 0884-28-7777	偶数月第3火曜日 10時～13時
徳島赤十字病院 医療・がん相談支援センター	小松島市小松島町井利ノ口 103 代表 0885-32-2555	偶数月第3水曜日 13時～16時
徳島県立三好病院 患者支援センター	三好市池田町シマ 815-2 代表 0883-72-1131	予約後調整

徳島県地域両立支援推進チーム(事務局:徳島労働局労働基準部健康安全課)

5

関係機関等のご案内

(1) 労働災害防止団体・関係機関等

労働災害防止関係団体

名 称	所 在 地	電 話
(一社)徳島県労働基準協会連合会	徳島市北佐古一番町 5-12 号 徳島県 J A 会館 8 階	088-634-1266
建設業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市富田浜 2 丁目 10 徳島県建設センター内	088-622-3113
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市北田宮 2 丁目 14-50 徳島県トラック会館内	088-632-4662
林業・木材製造業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市西新浜町二丁目 3 番 102 号 徳島県森林組合連合会内	088-676-2200
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 徳島小松島港支部	徳島市南末広町 6-50	088-654-2061
(一社)日本ボイラ協会 徳島支部	徳島市徳島本町 3 丁目 13 大西ビル 4 階	088-625-1158
(公社)建設荷役車両安全技術協会 徳島県支部	徳島市南前川町 4 丁目 14 船橋設計ビル 2 階	088-622-8243
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 徳島支部	徳島市南沖洲 1 丁目 7-48-6 あずみ労働安全コンサルタント事務所内	088-635-0502
(独)労働者健康安全機構 徳島産業保健総合支援センター	徳島市幸町 3 丁目 61 徳島県医師会館 3 階	088-656-0330
徳島地方労働基準協会	徳島市徳島町城内 6-72 ハヤシビル 1 階	088-625-4476
鳴門労働基準協会	鳴門市撫養町斎田字西発 73-3	088-685-7004
三好労働基準協会	三好市池田町マチ 2425-1	0883-72-1857
阿南地方労働基準協会	阿南市富岡町内町 164 内町会館 2 階	0884-22-6982

特定機械等検査機関

名 称	所 在 地	電 話
(一社)日本ボイラ協会 香川検査事務所 徳島駐在事務所	徳島市徳島本町 3 丁目 13 大西ビル 4 階	088-626-1256
(一社)日本クレーン協会 香川検査事務所 徳島分室	徳島市徳島町城内 6-38 里理ビル 2 階 202	088-625-1564

作業環境測定機関

機 関 名	所 在 地	電 話	作業場の種類
東邦化工建設(株)徳島事業所 分析事業部徳島分析センター	徳島市応神町吉成字只津 37-19	088-641-2365	1, 3, 4, 5
(株)イーアンドイー・リサーチ	徳島市川内町平石古田 260-2	088-666-2330	1, 3, 4, 5
(一社)徳島県薬剤師会	徳島市中洲町 1 丁目 58-1	088-655-1112	3
(株)環境防災	徳島市鮎喰町一丁目 57	088-632-0111	1, 3, 4, 5

(注) : 「作業場の種類」欄の数字は、作業環境測定法施行規則別表の各号に対応する作業環境測定を行うことができる作業場の種類である。

(2) 徳島労働局登録教習機関

(令和4年5月)

No	登録機関(電話番号)	所在地	登録番号	行うことができる技能講習又は教習	有効期間
①	(一社)徳島県労働基準協会連合会 (088-634-1266)	〒770-0011 徳島市北佐古一番町5-12 徳島県JA会館8階	26	ガス溶接技能講習	～ R6. 3. 31
			27	玉掛技能講習	～ R6. 3. 31
			39	乾燥設備作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			44	特定化学物質等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			52	有機溶剤作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			58	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			65	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R6. 3. 31
			66	床上操作式クレーン運転技能講習	～ R6. 3. 31
			78	石綿作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			90	木材加工用機械作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			101	鉛作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
②	建設業労働災害防止協会徳島県支部 (088-622-3113)	〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10 徳島県建設センター内	4	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			5	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			7	地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			41	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	～ R6. 3. 31
			55	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			67	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	～ R6. 3. 31
			68	高所作業車運転技能講習	～ R6. 3. 31
			69	不整地運搬車運転技能講習	～ R6. 3. 31
			76	玉掛技能講習	～ R6. 3. 31
			77	石綿作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
③	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 徳島県支部 (088-632-4662)	〒770-0003 徳島市北田宮2丁目14-50 徳島県トラック会館内	8	はい作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			59	フォークリフト運転技能講習	～ R6. 3. 31
④	(一社)日本ボイラ協会徳島支部 (088-625-1158)	〒770-0854 徳島市徳島本町3丁目13 大西ビル4F	1	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			2	ボイラー取扱技能講習	～ R6. 3. 31
			36	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
⑤	職業訓練法人阿波徳島職業訓練協会 (088-665-2220)	〒771-0142 徳島市川内町沖島456 建設労働組合会館内	32	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			35	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			56	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			57	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			60	玉掛技能講習	～ R6. 3. 31
⑥	協同組合徳島県解体工事業協会 (088-626-7201)	〒770-0931 徳島市富田浜二丁目10 徳島県建設センター5階3号	73	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			79	石綿作業主任者技能講習	～ R8. 4. 5
			89	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	～ R5. 2. 28
⑦	中央技能講習所株式会社 (088-664-6630)	〒770-0873 徳島市東沖洲一丁目1-3	81	フォークリフト運転技能講習	～ R9. 2. 18
			82	高所作業車運転技能講習	～ R9. 2. 18
			83	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R9. 2. 18
			84	玉掛技能講習	～ R9. 2. 18
			86	移動式クレーン運転実技講習	～ R7. 5. 9
⑧	NDS資格講習センター(鳴門自動車教習所) (088-685-3144)	〒772-0035 鳴門市大津町矢倉字五ノ越18	85	フォークリフト運転技能講習	～ R5. 7. 31
⑨	田村工業株式会社 (088-634-1280)	〒770-0064 徳島市不動西町4丁目2334-1	87	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ R9. 5. 31
			88	玉掛技能講習	～ R9. 5. 31
⑩	職業訓練法人徳島県建設職業訓練協会(全建総連・フレッセ) (088-632-1351)	〒770-0005 徳島市南矢三町3丁目3-29	23	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			24	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			54	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31

No	登録機関(電話番号)	所在地	登録番号	行えることができる技能講習又は教習	有効期間
⑪	徳島県立農林水産総合技術支援センター (088-674-1660)	〒779-3233 名西郡石井町石井字石井1660	45	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習	～ R6. 3. 31
			46	フォークリフト運転技能講習	～ R6. 3. 31
			47	はい作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			61	玉掛技能講習	～ R6. 3. 31
			64	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R6. 3. 31
⑫	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 徳島支部 徳島職業能力開発促進センター (088-654-5101)	〒770-0942 徳島市昭和町8丁目27-20	16	ガス溶接技能講習	～ R6. 3. 31
			103	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R7. 3. 31
			104	玉掛け技能講習	～ R7. 3. 31
⑬	徳島県商工労働観光部 産業人材育成センター (088-621-2350)	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1	18	ガス溶接技能講習	～ R6. 3. 31
⑭	株式会社 徳島中央自動車教習所 (0120-374-910)	〒770-0862 徳島市城東町1丁目7-42	91	フォークリフト運転技能講習	～ R8. 10. 31
			96	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R5. 7. 17
			97	高所作業車運転技能講習	～ R5. 7. 17
			98	玉掛技能講習	～ R5. 7. 17
			102	床上操作式クレーン運転技能講習	～ R6. 5. 8
			105	ガス溶接技能講習	～ R7. 7. 9
⑮	株式会社 鴨島フォークリフトセンター (0883-25-9002)	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島640-6	92	フォークリフト運転技能講習	～ R9. 4. 30
⑯	株式会社 脇町自動車学校 (0883-52-3755)	〒779-3620 美馬市脇町馬木787-2	93	フォークリフト運転技能講習	～ R4. 11. 30
⑰	那賀町林業テクノスクール (0884-62-1175)	〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ23番地	94	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R5. 3. 31
			95	玉掛け技能講習	～ R5. 3. 31
			99	フォークリフト運転技能講習	～ R5. 12. 6
			100	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習	～ R5. 12. 6
⑱	株式会社 PEO建機教習センター 徳島会場 (088-676-2330)	〒771-1220 板野郡藍住町東中富字龍池傍示52-6	106	フォークリフト運転技能講習	～ R8. 8. 18
			107	玉掛け技能講習	～ R8. 8. 18

建築物石綿含有建材調査者講習実施機関

No	登録機関(電話番号)	所在地	登録番号	行えることができる技能講習又は教習	有効期間
	建設業労働災害防止協会 徳島県支部 (088-622-3113)	〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10 徳島県建設センター内	1	建築物石綿含有建材調査者講習	～ R8. 7. 31

②徳島労働局長登録

(令和4年5月現在)

登録番号	検査業者の氏名又は名称	住所又は所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類						
				車両	系建設	機械	動力	フォークリフト	不整地	高所
				掘削及び解体用	整地・運搬・積込、基礎工事用	締めコンクリート打設用	プレス	リフト	運搬車	作業車
徳2	阿波ヤンマー(株)	徳島市津田海岸町5番51号	088-663-1161	●	●	●			●	
徳13	トヨタL&F徳島(株)	徳島市昭和町8丁目17-1	088-626-0422	●					●	
徳15	(有)木留リース	名西郡石井町浦庄字下浦757-1	088-674-0243	●					●	
徳17	高橋建機(有)	徳島市西新浜町2丁目3-73	088-663-2330	●	●	●			●	
徳20	大橋自動車	徳島市南矢三町2丁目8-15	088-631-2380						●	
徳21	(有)加古自動車	徳島市昭和町7丁目28-1	088-625-2315	●	●	●			●	●
徳22	(有)北川自動車	徳島市城東町1丁目1-8	088-622-5740						●	
徳24	(株)徳島建機	阿南市那賀川町黒地314-1	0884-42-1454	●	●	●			●	●
徳26	(有)城北自動車	徳島市西新浜町1丁目4-10	088-662-4711	●	●				●	●
徳29	(株)サンテック	徳島市論田町元開24-1	088-662-1933	●	●	●			●	●
徳30	(有)福島モータース	徳島市住吉3丁目11-26	088-652-3307	●					●	
徳31	(株)エヌテック	鳴門市撫養町木津字川瀬1356-9	088-684-4877					●		
徳32	(協)徳島自動車	徳島市出来島本町3丁目36	088-654-7701						●	●
徳33	中央自動車(株)	徳島市東沖洲1丁目1番地3	088-636-0508	●	●	●	●		●	●
徳39	(株)豊徳	小松島市豊浦町7-2	0885-38-2811						●	
徳45	ブル建機(株)	徳島市国府町桜間字家内田16-4	088-642-6234	●	●	●			●	●
徳48	徳南自動車工業(株)	阿南市津乃峰町長浜134-1	0884-27-0464						●	
徳50	東洋自動車	徳島市南島田町1丁目17-6	088-632-0534						●	●
徳52	(有)那賀重機コンサルタント	那賀郡那賀町大殿字下モ川端8-1	0884-67-0745	●		●			●	
徳54	(株)西部	三好市池田町州津中津1941	0883-72-1406	●	●	●			●	●
徳56	三ツ葉産業(株)	阿南市楠根町津越185	0884-25-0226						●	
徳60	縣南自動車整備(株)	阿南市宝田町荒井17	0884-22-0977		●				●	●
徳63	(有)ロータス中央	吉野川市山川町川田640-4	0883-42-2274						●	
徳65	原田建機サービス 原田一男	海部郡牟岐町大字川長字新光寺97-1	0884-72-1919	●	●	●			●	
徳67	エイコー機械 津永幸宏	美馬市穴吹町三島字舞中島1729-1	0883-52-1790	●	●	●				●
徳70	徳島総合自動車(有)	徳島市北矢三町1丁目2-75	088-631-5645							●
徳73	(株)矢野商店	徳島市両国橋35-1	088-663-2355	●		●			●	●
徳74	(有)ダイテック	徳島市国府町早瀬796-2	088-642-1124	●	●	●			●	●
徳75	(有)塩田車輛	美馬郡つるぎ町半田字松生289-1	0883-64-2733						●	
徳76	(株)藤川自動車	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜65番地1	088-692-5237						●	
徳77	吉本機工	美馬市美馬町字山嫁坂116-10	0883-63-5040	●	●	●			●	
徳79	販眞モータース	三好市三野町勢力348-3	0883-77-4851	●	●	●			●	
徳80	(株)拓伸自動車	国府町北岩延壱里塚6番地1	088-677-6063		●				●	●
徳83	(有)折上産業	板野郡北島町北村字水神原25番地9	088-698-8122	●	●	●			●	
徳84	芳田機械サービス	阿南市那賀川町芳崎405	0884-42-1236	●	●	●			●	
徳85	四国メンテナンス(株)	吉野川市山川町湯立193番地1	0883-42-6110	●	●	●			●	
徳86	(株)児島エンジニアリング	吉野川市川島町児島字呉島47	090-3180-3355	●	●	●			●	●
徳87	佐藤機械	阿南市横見町長岡後15番地8	0884-23-0164	●	●	●			●	
徳88	シンニチエンジニアリング(株)	板野郡板野町大坂字椋木原7番地1	090-4781-9131					●		
徳89	フォークリフトサービス四国(株)	阿南市那賀川町上福井藤島177番地4	0884-24-9177	●					●	
徳92	エイトテック 浜田嘉則	徳島市川内町上別宮東82-2	090-5710-5883	●	●	●			●	●
徳93	合同会社ユースフルリペア	鳴門市大麻町川崎413番地1	088-624-8145	●	●	●				●

6 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

(1) 徳島労働局の相談窓口

労働基準部			
監督課	088-652-9163	法定労働条件の確保、監督指導・司法事件の総合調整等	
健康安全課	088-652-9164	労働災害防止、労働者の健康確保、職場環境改善対策等	
賃金室	088-652-9165	最低賃金・最低工賃の決定、賃金制度に係る指導等	
労災補償課	088-652-9144	労災保険給付、被災労働者の社会復帰、遺族補償等	
FAX(労働基準部共通)	088-622-3570		
雇用環境・均等室	088-652-2718	女性の活躍促進、働き方改革対策、個別労働紛争支援、男女の雇用機会均等対策、育児・介護休業促進対策、マタハラ・セクハラ・パワハラ・解雇、各種助成金等の相談等	
FAX	088-652-2751		
【労働相談専用ダイヤル】	088-652-9142		

(2) 労働安全衛生情報のリンク先

厚生労働省ホームページ	http://www.mhlw.go.jp/index.html
【安全衛生関係リーフレット等】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html
【安全衛生関係主要様式】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html
【安全衛生関係統計・災害事例】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/toukei.html
【あんぜんプロジェクト】	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html
【職場における化学物質対策について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html
【職場における安全対策】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei01.html
【第三次産業の労働災害防止対策について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html
【こころの耳】～働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト	https://kokoro.mhlw.go.jp/
【ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等】	https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/
【治療と仕事の両立について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html 又は https://www.johas.go.jp/
【職場における受動喫煙防止対策について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
【免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き】	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000104834.pdf
【職場の安全サイト】～安全衛生優良企業公表制度	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html
【アスベスト(石綿)情報】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html
【派遣労働者の労働条件・安全衛生確保のために】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/tp090401-1.html

7 統一ロゴマークの推奨

徳島・香川・愛媛・高知労働局による「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するための「統一ロゴマーク」使用を促進しています。

四国4県の労働局では、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するため、「Safe Work」をキャッチフレーズとした統一ロゴマークを定め、労働災害の防止に向けた気運の向上を図るとともに、労働災害防止推進計画の取組を強力に推進しています。

ロゴマークについては、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」など事業場での積極的な活用も推進します。

なお、ロゴマークの「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。「K」の文字は、安全確認のための指差し呼称をする人物を模したものとされています。



徳島労働局・各労働基準監督署

徳島労働局

〒770-0851

徳島市徳島町城内 6-6

徳島地方合同庁舎

電話：(088) 652-9164

(健康安全課直通)

FAX：(088) 622-3570

URL <http://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/home.html>



徳島労働基準監督署

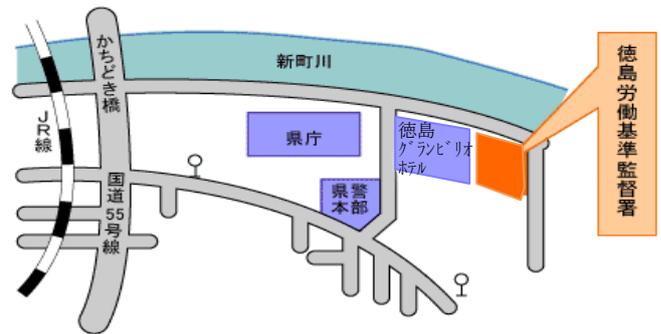
〒770-8533

徳島市万代町 3-5 徳島第二地方合同庁舎

電話：(088) 622-8138

FAX：(088) 622-8162

管轄：徳島市、小松島市、吉野川市、
名東郡、名西郡、勝浦郡



鳴門労働基準監督署

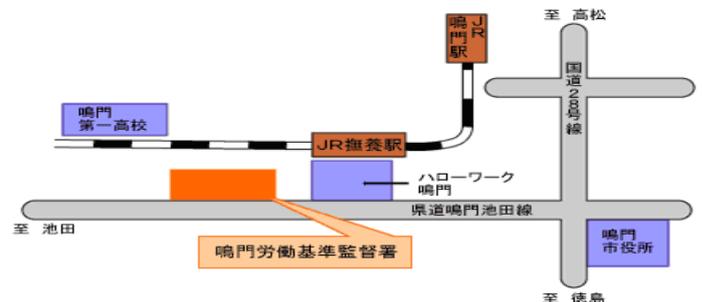
〒772-0003

鳴門市撫養町南浜字馬目木 119-6

電話：(088) 686-5164

FAX：(088) 686-5165

管轄：鳴門市、阿波市、板野郡



三好労働基準監督署

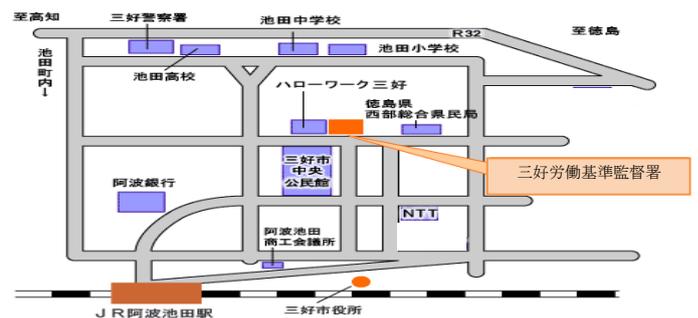
〒778-0002

三好市池田町マチ 2429-12

電話：(0883) 72-1105

FAX：(0883) 72-1106

管轄：美馬市、三好市、美馬郡、三好郡



阿南労働基準監督署

〒774-0011

阿南市領家町本荘ヶ内 120-6

阿南労働総合庁舎

電話：(0884) 22-0890

FAX：(0884) 22-4373

管轄：阿南市、那賀郡、海部郡

